

生活環境常任委員会要点記録

日 時： 令和6年3月19日（火）
午前10時01分～午後2時00分
場 所： 第二委員会室

出席委員 (6人)	委員長	渡 辺 しんじ	副委員長	岸 田 めぐみ
	委員	おにつかこずえ	委員	橋 本 由美子
	委員	しらた 満	委員	石 山 ひろあき

出席説明員	都市整備部長	佐 藤 稔	都市計画課長	松 本 一 宏
	住宅担当課長	長谷川 啓	ニュータウン再生担当課長	内 田 直 人
	道路交通課長	檜 島 幹 夫		
	環境部長（兼） 特命事項担当部長	小 柳 一 成	環境政策課長	佐 藤 彰 洋
	地球温暖化対策担当課長	市ノ瀬 聡	公園緑地課長	長谷川 哲 哉
	資源循環推進課長（兼） 資源化センター長	星 野 正 春		
	下水道事業管理者	森 田 佳 宏	下水道課長	横 堀 達 之

案 件

件 名	審 査 結 果
1 第34号議案 多摩市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
2 第35号議案 多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
3 第36号議案 多摩市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
4 所管事務調査 地域公共交通について	了承
5 特定事件継続調査の申し出について	了承

協 議 会

件 名	担 当 課 名
1 多摩センターわくわくプロジェクトの進捗状況（報告）	経済観光課 都市計画課 道路交通課 公園緑地課
2 多摩市都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）の改定に係る進捗状況について	都市計画課
3 聖蹟桜ヶ丘北地区立体横断施設の整備について	都市計画課
4 モノレール沿線まちづくり構想の策定について	都市計画課
5 多摩ニュータウン再生の進捗状況について	都市計画課
6 令和6年度主要実施事業について	道路交通課
7 「第3次多摩市みどりと環境基本計画」の策定について	環境政策課
8 マイクロプラスチック啓発動画について	環境政策課
9 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改定について	地球温暖化対策担当
10 「多摩市パークマネジメント計画」「多摩市公園施設長寿命化計画（改定版）」の策定について	公園緑地課
11 ペットボトルの分別ルール徹底化について	資源循環推進課
12 令和6年度多摩市下水道事業の取組みについて	下水道課

午前10時01分 開会

渡辺委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより生活環境常任委員会を開会する。

本日配付された委員会及び協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、第34号議案 多摩市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

佐藤都市整備部長 第34号議案 多摩市営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明する。本議案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、通称DV防止法の改正により、同法律の第10条第1項における保護命令の条文が第10条第1項接近禁止命令等と第10条の2退去等命令に分かれたことから、多摩市営住宅条例の引用条文の改正を行うものである。

なお、これまで条例で規定していた内容が変更になる趣旨の改正ではない。該当箇所の詳細については、住宅担当課長の長谷川課長よりご説明させていただきます。

長谷川住宅担当課長 それでは、新旧対照表をご確認いただきながらご説明をするので、まず掲載場所をご案内させていただきます。資料であるが、本会議のフォルダの令和6年度第1回定例会、市長提出議案、一部改正条例新旧対照表、参考資料のフォルダをお開きいただければと思う。生活環境常任委員会のフォルダではなく本会議のフォルダであるのでご確認いただければと思う。この新旧対照表の111ページ、114分の111ページ、かなり後ろであるが、そちらが該当箇所である。右側が改正前の条文、左側が改正後の条文で、水色の網かけ部分が変更箇所となる。

それでは、ご説明をさせていただきます。今回多摩市営住宅条例で改正する箇所は、入所申込者の資格の特例に該当する条文で、第7条第2項第8号の先ほど申し上げた通称DV防止法に基づき、引用する被害者の規定という部分である。

まずは右側のイをご覧くださいいただければと思う。DV防止法の第10条第

1 項における保護命令の条文が、第 10 条第 1 項接近禁止命令等と第 10 条の 2 退去等命令といった形で 2 つの条文に分かれたので、左側の網かけのようにこの 2 つの条文を引用するべく、多摩市営住宅条例の引用条文を改正するものである。これに合わせて括弧内の追記の部分である。DV 防止法では、第 28 条の 2 においていわゆる同棲中の交際相手にも読み替え準用する旨が規定されていることから、その規定を正確に反映するため括弧内に記載させていただいたものである。同様の趣旨で、先ほどのイの上のアの規定についても、条文内容そのものには変更ないが、先ほどのイと同様に読み替え準用する旨の部分を確認するべく、本改正に合わせて括弧内でイと同様の文言を追記したものである。

なお、先ほど冒頭で部長の佐藤が申し上げたとおり、今回の改正は多摩市営住宅条例の内容に変更を加えるものではない。DV 防止法改正に伴う多摩市営住宅条例の引用条文改正の説明については以上である。よろしくご審査の上、ご承認を賜るようお願い申し上げます。

渡辺委員長

これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長

質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより第 34 号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長

意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第 34 号議案 多摩市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

渡辺委員長

挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第 2、第 35 号議案 多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

小柳環境部長

本案は、市内で収集しているし尿や汚泥の処分を依頼している多摩川衛

生組合からの令和6年10月搬入分以降の処理単価を改定した旨の通知が本市にあった。そのため、本市が排出者から徴収している処理手数料を改定させていただくため、本条例の一部を改正するものである。なお、改正条例の施行は令和6年10月を予定している。詳細については資源循環推進課長から説明をさせていただく。

星野資源循環推進課長 それでは、案件2の資料をご覧願う。資料内容は、前回12月議会の協議会で報告をした内容のおさらいとなる。

本件は、多摩市のし尿・汚泥の搬入処分を委託している多摩川衛生組合の処分単価が、令和6年10月に現行のリッター当たり27円から35円に改定されることから、多摩市が市民、事業者及び一般廃棄物収集運搬許可業者から徴収するし尿・汚泥の収集運搬処分手数料を改定するものである。

手数料改定の対象であるが、4つの区分となっている。まず区分のア、一般家庭から排出されるくみ取り式トイレのし尿の収集運搬処分手数料についてである。

現行は一月1回の収集手数料は1,500円となっており、一月の2回目以降の料金は750円となっている。今回の改正で、一月1回目の単価を1,250円、月2回目以降の単価を1,250円と設定したものである。現行の1,500円に手数料改定を行ったのは平成14年になる。当時の多摩川衛生組合の処分料はリッター当たり18円であったので、今回リッター当たり35円と約2倍になるところである。また、その間消費税も5%から10%に上がっているところである。後ほどご説明申し上げるが、区分エと比較して値上げ率をおおむね1.5倍とすること、現行のし尿券が150円、500円、1,000円の3種類であることから、それに対応できる手数料としたものである。

次に、区分のイ、仮設トイレを除く事業所から排出されるし尿の処分手数料についてである。現在対象となる事業所は1か所であり、くみ取り実績も数年に1回となっている。区分ウに規定する仮設トイレのような臨時的な扱いと考え、多摩川衛生組合の処分単価に合わせることにし、市の収集委託から許可業者による収集方式に見直すこととした。そのため、市が徴収手数料の内訳から収集運搬に係る料金を外すこととした。現行は処分料と収集

運搬料を加えた単価がリッター当たり 39 円、これは多摩川衛生組合が今 27 円で収集運搬が 12 円という内訳になる。改定後は、処分料をリッター当たり 35 円、収集運搬については、この事業者が許可業者にお願いをして民間事業者間で契約を取っていただくという形になる。

続いて区分ウについてである。こちらは仮設トイレから排出されるし尿の処分手数料であるが、こちらも区分イ同様に多摩川衛生組合の処分単価に合わせることにし、リッター当たり 27 円を 35 円に変更するものである。

最後に区分エである。こちらは一般家庭・事業所の浄化槽・貯留槽の清掃に伴って排出される汚泥の処分手数料である。現行の処分手数料はリッター当たり 20 円であるが、こちらは平成 19 年に改定を行ったものである。その際が多摩川衛生組合の処分手数料がリッター当たり 20 円、市の持ち出しはなかったという形になるが、今回多摩川衛生組合の手数料がリッター当たり 35 円となることから、差額の 15 円のうち 3 分の 1 の 5 円を市の負担とし、3 分の 2 の 10 円を手数料増額とし、現行のリッター当たり 20 円を 30 円とした。

渡辺委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

橋本委員 先ほど伊の事業所については 1 か所のみという数があったが、一般家庭がまだ残っているとしたら何軒なのか伺う。

星野資源循環推進課長 区分アに入るくみ取り式トイレをお使いになっている世帯数は現在 69 世帯となっている。

橋本委員 これは皆一応人がお住まいになっているところと理解してよいのかと、69 軒という状況になってきて、ここの動きというのは次年度に予定があるか。

星野資源循環推進課長 69 世帯については、実績等を踏まえてカウントしているものである。次年度以降というのは、今年度料金改定をするに当たっても、これをお認めいただくと順次対象世帯にこのようになるというお知らせをさせていただいて、10 月から料金改定を考えているところである。

橋本委員 下水道の分野になるのかもしれないが、管が来ていてご自分の負担でい

いわゆる水洗トイレにする、というのは進む気配なのか、ずっと残っていくのか、その辺はわかるのか。

星野資源循環推進課長 現在69世帯のほとんどのご家庭が正直下水につなげられる状況ではないと伺っている。また、ご高齢のご世帯が多いと伺っているところである。

橋本委員 そういう実態があるので最後の100%にはずっとならないまま来ているのだなということがわかった。あと仮設トイレというのは工事等いろいろなところで出てくるかと思うが、年間何か所ぐらいと見ておられるのかについてお答え願う。

星野資源循環推進課長 仮設トイレについては、委員が言われたように工事現場あるいは催事・イベント事があったときに臨時のトイレを設置するような形になっているが、箇所数ではなかなか出せないところがある。建設工事が多ければ箇所数はふえるが、例えば普通のお宅の建て替えだと1個で済んでしまうが、大きなマンションや公共施設等の建て替えがあったときには仮設トイレを二、三か所と置いたりするということで、箇所数で押さえるというよりは例年のくみ取り実績のリッター数で予算計上をしているところである。

橋本委員 それで、どのくらいのリッターなのかは、普通のご家庭だったら1回行くとまとまったお金を払うが、この仮設トイレのところはリッターなので、たくさん排出されればそれだけ高いということで、年間大体どのくらいのものなのか。

星野資源循環推進課長 大体10万リッターぐらいである。

しらた委員 今仮設トイレと言うと、建て売り住宅等の工事現場にも仮設のトイレが設置されている。そういうところにももちろん行かれたりしているということか。

星野資源循環推進課長 そういう工事があったときには仮設トイレが置かれると思うが、その施工業者から多摩市の許可業者に連絡してもらってくみ取りをしてもらう形になる。その搬入された量が何リッターだというのが多摩川衛生組合から来るので、それを請求する形になる。

しらた委員 仮設トイレを設置した人はまず集めているところに連絡して、連絡した後、今度請求は市が出すのか。どういう形になっているのか。

星野資源循環推進課長 その仮設トイレに収集業者に行ってもらおう。そうすると、収集業者にまず建て売りをしている方が払っていただく。収集業者は、いっぱいになったら多摩川衛生組合に下ろしに行く。そのときに何立米だった、何リッターだったというのが多摩川衛生組合から来る。そうすると、その業者から、ここの分は例えば10リッターだったということで明細がこちらに来るという形になるので、その分を業者から市へ払ってもらおうという形になっている。

しらた委員 ということは、収集業者が何リットルかを確認して、一回にいろいろなところへ行ってしまうから、別々に何リットル、何リットル、何リットルというのをまた今度衛生組合に全部まとめて出してしまうと、その細かいものを市へ連絡するという形か。

星野資源循環推進課長 しらた委員の言われるとおりである。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより第35号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより、第35号議案 多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

渡辺委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第3、第36号議案 多摩市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

森田下水道事業管理者 それでは、第36号議案 多摩市下水道職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご審査の上、ご承認賜るようよろしくお願いする。改正する条例の詳細については横堀下水道課長からご説明する。

横堀下水道課長 それでは、説明をさせていただく。資料はサイドブックスの案件の3になる。こちらに概要を書かせていただいている。

12月開催の令和5年第4回多摩市議会定例会において、多摩市下水道事業の設置等に関する条例の改正をさせていただき、令和6年4月1日より下水道事業管理者を置かず部制とすることを決定した。

本条例の改正内容としては、部制とすることによる部長級の新設に伴い、扶養手当の支給について、下水道事業管理者の権限を行う多摩市長が指定するものを除く旨を規定するものである。少しわかりづらいのかみ砕いて言うと、部長職には扶養手当が支給されないという市長部局同様の規定を盛り込むということである。

施行の予定日については、令和6年4月1日となる。

渡辺委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより第36号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第36号議案 多摩市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

渡辺委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第4、所管事務調査 地域公共交通についてを議題とする。

本件は継続案件である。

本件の経過であるが、令和5年6月23日に、この地域公共交通についてを本委員会の2年間のテーマとして位置づけた。その後、このテーマに関連した先進市として令和5年10月18日に長野県茅野市にて、AI乗り合いオンデマンド交通「のらざあ」の取り組みについての視察を行った。この視察を通して持続可能な地域公共交通の実現に向けた一つの方向性について

て知見を得たことでさらに調査を進め、その成果をまとめて市民にも報告する必要があると考え、令和5年12月14日にこの地域公共交通についてを所管事務調査に位置づけた。所管事務調査に位置づけてから、これまでの間の活動として令和6年1月23日には桜ヶ丘地域で高齢者の移動支援に取り組まれている桜ヶ丘の移動を考える会との意見交換会を行った。意見交換の中では、桜ヶ丘の移動を考える会が実践されている取り組みについて伺い、会の活動は地域の高齢者の外出と交流機会につながっており、健幸都市宣言の実現に大いに貢献している取り組みであることがわかった。一方、この活動は、地域の特性を生かした取り組みであり、また高齢化に伴う担い手不足により継続性が課題であることから、こうした活動をほかの地域へ展開することは容易ではないことが確認できた。令和6年2月7日には、地域公共交通再編実施計画の現状について、市の道路交通課交通対策担当へヒアリングを行った。令和6年2月22日には勉強会を開催し、委員会でこれまでの調査の振り返りを行い、地域公共交通の運行の主体を担う事業者における事業の収益性や運転手の確保、対策を検討するには福祉分野も含めた移動手段全体の見直しも必要であることなどが課題であると整理した。今後も、この確認された2点の課題を中心に先進市の視察を行うなど調査研究を進めていくことにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 ご異議なしと認める。

最後に、議会運営委員会で所管事務調査については毎定例会で進捗状況を報告することが確認されているので、今定例会最終日に報告する。報告の内容については委員長に一任いただきたいと思います。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

また、本所管事務調査については閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 ご異議なしと認める。閉会中の継続調査を申し出ることとする。

日程第5、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

なお、市の組織改正に伴う委員会条例の改正により、4月1日以降は所管が一部変更になる予定であるのでご承知おき願う。

この際暫時休憩する。

午前10時26分 休憩

(協 議 会)

渡辺委員長 ここで協議会に切り替える。

それでは協議会に入る。協議会案件の1番、多摩センターわくわくプロジェクトの進捗状況について、市側の説明を求める。

佐藤都市整備部長 番号の1番から6番までが都市整備部の所管になる。協議会の順番ごとに担当課長からご説明をさせていただくのでよろしく願います。

松本都市計画課長 案件1、多摩センターわくわくプロジェクトの進捗状況(報告)である。資料については、総務常任委員会のフォルダをお手数であるがお開きいただけるか。3月15日の第1回定例会のフォルダである。この資料の最後であるが、協議会番号18番の資料をお開きいただきたいと思う。

こちらについては、3月15日の総務常任委員会でも報告させていただいた件であるが、本日は12月議会以降の動きと今後の予定についてご報告させていただく。

まず公共施設のリニューアル状況であるが、4月14日、日曜日に中央公園のパルテノン多摩にあるこどもひろばOLIVEから出たスペースがオープンする。オープン日は、こどもひろばOLIVEと連携したイベントを予定している。

続いて3番、3月社会実験までの動きについてのご報告である。2ページ目に参って、空間のつかい方と遊歩道の安全な通行、これからの公園のつかい方の3点になる。まずは空間の使い方であるが、パルテノン大通りの植栽ますについて、1月31日から3月6日まで3回ワークショップなどにより企画を詰めて、4か所の植栽ますを使って実施することとなった。

次に、3 ページ目の (2)、遊歩道の安全な通行のあり方である。3 月 15 日から 2 回目となる社会実験をレンガ坂で実施している。10 月末に行った社会実験を検証した結果、良かった点、悪かった点、見えてきた課題等については記載のとおりである。良かった点は白丸で表示し、悪かった点、見えてきた課題については黒丸で表示している。良かった点としては、白線を引いたことにより自転車走行者の 70% から 80% は自主的に白線内を走行していたり、イベント開催による混雑時には交通誘導員の指示に従って自転車の徐行運転、押し歩きをしていただけたことである。一方で、一番の問題と捉えているのは、遊歩道に白線を引いたことにより自転車専用レーンだと誤認されてしまい、歩行者優先道路という遊歩道の基本的な事項が遵守されないことだと考えている。加えて、自転車のスピードも期待したほど落ちなかったことも課題であった。改修後のレンガ坂は道幅が広がって快適になったが、下り方向の平均速度が時速約 21 キロメートルほど、上り方向の平均速度が時速約 12 キロメートルとなっている。これらの課題を踏まえて 1 月 31 日と 2 月 17 日の 2 回、市民との意見交換会を開催し、記載のとおり意見を頂戴した。そこで出た意見や学識経験者のアドバイスなども参考にしつつ、改善すべき点を取り入れて社会実験を行っているという状況である。

今回の社会実験の具体的な内容としては、自転車専用レーンだと誤認されないように、地面に白線を引かずにピクトグラムや矢印などによる最小限の表示によって自転車を道路中央付近に誘導すること、また全幅員が歩行者優先道路であるため、注意喚起の表示は自転車走行者に対してのみ行うこととなっている。この実験によって得られた通行データや社会実験中に実施する市民アンケート調査により今後の安全な通行のあり方の方針を定め、その周知に努めていく。

続いて、4 ページの (3)、これからの公園のつかい方である。3 月 2 日にパークライフショーを、インクルーシブをテーマに公園、レンガ坂、パルテノン大通りを含めて地域一帯を会場として市民主体の企画を実施した。また、まちの中で通りがかりの人に取り組みを知ってもらおうといった目的で、まちづかい企画を実施した方ややりたい方、実践されている方にお集ま

りいただいて、オープンな場で語り合っていた。

7ページをご覧願う。今後予定していることのご報告である。もう既に一部実施しているが、3月11日から24日の間の2週間、まちづかい社会実験を実施している。新たに移動手段の検証としてグリーンスローモビリティの運行、こちらは先週末に実施終了している。また、パルテノン大通りでの屋根かけ、デジタルサイネージの設置、先ほどご説明した市民企画で実施する植栽ますの新たな使い方、日常の新たな移動手段となる電動キックボードの試乗会も既に実施終了している。ココリア前でのくつろぎ空間の検証、また先ほどご説明させて頂きいただいたレンガ坂での遊歩道の安全な通行のあり方に関する検証である。企画によって実施日が異なるし、既に終わっているものもあるが、今週末に滞留空間は実施するのでおいでいただけたらと思う。

8ページ目、来年度の進め方である。令和6年度は多摩センターの将来ビジョン、都市再生整備計画の策定をしていくところである。社会実験や多摩ラボ活動を通じて収集したまちの声や検証結果といったまちづかいをまちづくりに反映することも含めて検討していくところとなる。また、ビジョン策定に向けては、企業へのヒアリングや市民アンケート調査も実施し、多くの声をいただきながら進める予定である。報告は以上である。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しらた委員 昨日グリーンスローモビリティに乗らせていただいた。便利だなと思ったが、あれは今回特別の許可で走らせられたのか、今後その許可を取るにはどうしたらよいのか等、その辺の具体的な考え方はどのようになっているのか。

松本都市計画課長 今回社会実験ということで警視庁と協議し、今回は安全確保ということで車両の両脇・前後に人を配置して運行するというので実施させていただいた。今回社会実験していく中で、パルテノン大通りは十字路で交錯する通行者が思った以上に多く、特に私は日曜日に出させていただいていたが、夕方3時ぐらいは通行者が非常に多く、本当に誘導員がいないと危険な状況だったなというところが実験した中で非常に増えてきたかと思う。この実施した結果を踏まえて、今後実現可能なのかも含めて検討して

いきたいと感じたところである。

しらた委員 日曜日に委員長も一緒に行かれたが、ちょうど混んでいる時間帯だった。実証実験で今後走らせるというかあれを実現させる方向にするためには、よほど時間もかかるし、いろいろなものを検討していかななくてはいけない、協議もする必要がある等、それなりに専門家の意見も聞いたりして道路整備をしていくのか。極端なことを言うと今回走らせたヤマハの車は、自動運転ができるようガラスの上にカメラが設置できるようになっていた。だからそういうことも考えられるものなのだなあと思ったので、1回限りではなく、自動運転のバスも多摩市で走らせたが、それっきり何も音沙汰がないから、今回もそのように終わるのではなく、きちんと進めてもらいたい気がした。大変便利だったし喜ばれている方も多かったと思うので、その辺の検討の仕方は今後どのように考えていくのかで終わりにする。

松本都市計画課長 こちらについては、今回社会実験ということで実施させていただいた。実施したのは往来の多いところだったので、かなりチャレンジした形での実施だったと受け止めている。今後現実化できるかどうかについては、いろいろ課題も多いと思うので、関係各部署と調整しながら検討を進めていきたいと考えている。

橋本委員 同じことであるが、私は平日に多摩センターに行ったら走っていたので一緒に歩いてみたが、先ほど言った警備をする方が前後に何人もいて、何なのかという感じだった。実験だと、最低でも前に1人、後ろに1人で人払いのような役割をしていたが、あれで時速何キロメートルだったのか。私は金曜日にその車の前後を歩いてみたが、2人ではなくもっといたような気がするが、何人ぐらいの方がその誘導に当たったのか。

松本都市計画課長 前後だけではなく、停留所のあたりは左右に職員を配置して安全を確保したということである。警視庁に許可をとる段階で、通行帯を区切るか人をつけて安全確保するかのどちらかということでは言われていたので、カラーコーンを置いて通行帯を区切るのは現実的ではないところもあったので、人を配置して実施させていただいたところである。速度については時速5キロメートルでの運行と認識している。

橋本委員 まだ実験段階ということであるが、飛行場に行くとピーピーピーと鳴ら

してそれなりのスピードでカートのようなものが走っていたり、お掃除のロボットがいたりしてだんだん慣れてくるので、ああいうものがあると確かに微妙な坂道であるので便利だと私も見ていて思ったが、7人と乗れる人の数が飛行場などの数よりは大きい。あそこを解決していくためには一つの手段かと思いつきながら見ていたが、あまりにも人が前後左右に配置されていて、私の正直な気持ちとして人件費が問題であると思いつきながら見ていたということだけ申し上げておく。

岸田委員 1点、この資料の見方であるが、空間のつかい方のワークショップと、あとレンガ坂の遊歩道のあり方というものが、参加人数がそれぞれ3人と同じ日に行われているが、写真を見るとたくさんおられるようにも見える。同じ日に2つのことで意見交換をしたのかと、参加人数をどのように分けているのかを教えてください。

松本都市計画課長 同じ日にテーブルをテーマごとに分けて意見交換を実施したところであった。人数がもっと多いのではないかというお話があったが、職員、スタッフもいたのでこのような状況であったところである。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会案件2、多摩市都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）の改定に係る進捗状況について、市側の説明を求める。

松本都市計画課長 案件2番目、多摩市都市計画に関する基本的な方針（多摩市都市計画マスタープラン）の改定に関する進捗状況についてである。資料は、生活環境常任委員会のフォルダに戻っていただいて、3月19日のフォルダの協議会2の資料をお開きいただきたいと思う。

こちらの多摩市都市計画に関する基本的な方針（多摩市都市計画マスタープラン）については、令和6年度を目途に改定を進めているところであるが、本件について、進捗状況、令和5年9月14日、12月14日の令和5年第3回、第4回定例会生活環境常任委員会の協議会でも進捗状況を報告させていただいているところである。本日は、前回の報告以降の検討の経緯、今後の予定についてご報告させていただく。

1 ページ目の 2 の令和 5 年度における検討の経緯をご覧願う。令和 5 年度において前回の協議会以降、地域別市民ワークショップを 3 回実施している。また、多摩市都市計画に関する基本的な方針改定特別委員会として、都市計画マスタープラン改定に関する事項の調査審議をするための学識・市民委員で構成する委員会を 1 回開催して議論し、拠点別まちづくりの方針、地域別生活まちづくりの方針の作成を行っている。

続いて 2 ページをご覧願う。地域別市民ワークショップの概要を示している。第 1 回は令和 6 年 1 月 20 日に、主に拠点、聖蹟桜ヶ丘駅、多摩センター駅、永山駅、南多摩尾根幹線軸について検討を行った。第 2 回は 1 月 27 日、居住地等をもとにグループ分けをし、5 つの地域について意見交換し、第 3 回には、2 月 3 日であったが、全体の取りまとめを行ったところである。参加人数は、第 1 回は 35 名、第 2 回は 29 名、第 3 回は 28 名であった。

3 ページ以降に、参考としてワークショップの結果をまとめているので、後ほどご確認いただけたらと思う。

今後の予定としては、来年度の令和 6 年 4 月 9 日、5 月 10 日に、多摩市都市計画に関する基本的な方針改定特別委員会の開催を予定している。

簡単であるが、以上で多摩市都市計画に関する基本的な方針（多摩市都市計画マスタープラン）の改定に係る進捗状況についてのご説明を終わる。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しらた委員 今後であるが、これは大体駅周辺、何となく駅を中心とした感じかと思うが、既存地域のまちづくりというワークショップの課題、例えば大栗川があるし、今後の予定としてそういった方向性は何かないのか。

松本都市計画課長 こちらの資料の 3 ページ目を少し見ていただけたらと思うが、地域別の意見交換を第 2 回の 1 月 27 日に行っているところである。市内を 5 地域に分けて意見交換したところであるが、第 1 地域のところが聖蹟桜ヶ丘駅周辺の地域のエリアである。残念ながら第 2 地域、第 3 地域の和田・東寺方エリアと連光寺・馬引沢のエリアの地域別の意見交換をしようとしたがなかなか参加者がおられなくて、意見があまりいただけなかったという課題があった。別の手法で地域の方々からも意見をいただきたいと今事務局

側で考えており、少し検討中である。

しらた委員 ぜひ課題としてそういう人たちにも集まっていたりするような方向性を持っていただいて、例えば永山緑地等、緑地もずっと多摩市では話題性があるので、そういうところで今後のまちづかいが考えられないかと思うので、ぜひよろしく願います。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、協議会案件3、聖蹟桜ヶ丘北地区立体横断施設の整備について、市側の説明を求める。

松本都市計画課長 それでは、協議会案件3、聖蹟桜ヶ丘北地区立体横断施設の整備についてご説明させていただく。協議会3の資料をお開きいただきたいと思う。本件については、去る令和5年6月23日、12月14日の令和5年第2回・第4回定例会生活環境常任委員会協議会においてもご報告させていただいたところである。

そのうち、立体横断施設については、令和6年1月30日に完成して、2月1日より供用を開始したところであるが、京王電鉄株式会社所有の駐車場の一部から立体横断施設の接続動線として整備する工事についてもご説明させていただいていたが、令和6年3月末完了予定ということで整備がされているところである。

2の写真をご覧いただきたいが、①がサクテラスモールB敷地からの写真である。②が左側の京王駐車場C館から撮ったもの、右側がサクテラスモールのB敷地となっている。③が京王駐車場とあいおい損保の間からの通路の様子となっている。④は、京王駐車場からの接続部分の全体の様子を示した写真となっている状況である。こちらの右下の写真のところは工事していたところであるが、こちらは昨日現場確認に行って接続できているという確認が取れたので、3月22日の朝7時40分からの供用開始を予定していると京王電鉄から伺っている。今後開通後の通行可能時間帯としては、京王駐車場側から7時40分から22時20分まで通行可能ということで通行できるが、それ以外の時間帯はチェーンで通行不可ということで

閉じられるが、その通行できる時間帯はこちらが利用できることになるというご報告である。簡単であるが、説明は以上である。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しらた委員 今後ものすごく交通量が多くなってバリアフリーを将来的に考えるということはないのか。

松本都市計画課長 こちらの立体横断施設については、関係地権者の事業者の皆様という調整してきた中で整備した形が階段状の横断施設であり、バリアフリーの解消というところでは、京王電鉄株式会社のご協力をいただいて、このようなバリアフリー対応というところでご協力いただけたということである。今後この動線をどうしていくかについては、当面この施設を利用させていただきながら進めていきたいと考えている。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会案件4番、モノレール沿線まちづくり構想の策定について、市側の説明を求める。

松本都市計画課長 協議会案件4番、モノレール沿線まちづくり構想の策定についてである。協議会4の資料をお開きいただきたいと思う。

本件については、令和5年12月14日の生活環境常任委員会において素案の策定についてご報告させていただいている。今回その後の状況についてご報告ということである。

令和5年12月20日から令和6年1月19日の間でパブリックコメントを実施し、18名の方からご意見を頂戴している。いただいたご意見、また意見に対する市の回答については、令和6年2月29日に多摩市公式ホームページで公表させていただいている。そちらが資料の2ページ目以降となる。18名の方からご意見をいただいたが、おおむね好意的なご意見が多かったかと受け止めている。だが、単なる賛否で整理できないものも多く、部分延伸を進めてほしい、まちの景観を損ねないでほしい、また別のルートは考えられないのかといったようなご意見も上がっていた。パブリックコメントによって本構想の内容変更を特に実施したところはない。最終

段階で言い直しなど一部修正を行ったところがあるが、その言い直し等の修正を行ったところで確定したということである。3月下旬には構想の公表を予定しているところである。本件についての説明は簡単であるが以上である。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

橋本委員 一応読ませていただいたが、こういうパブリックコメントがあって、こういう意見があって、そして市側で入れたのは、今後の参考にさせていただきたいと思うというのがほぼ皆最後にくっついているので、出していただいた方には敬意を表しながらだと思うが、18名の方がこの回答を読んでいるということではなく、比較的たま広報などは読まれていて、読んでいただいているという計画になっているのだな、このような意見があるのだなというのを広く知っていただくことがとても重要だと思うので、たま広報あたりにパブリックコメントの声と、そしてその回答が載っているということをもまずPRしていただけたらよいのではないかと考えているが、その辺についてのお考えを伺う。

松本都市計画課長 ご意見ありがとうございます。今後沿線まちづくり構想策定後、延伸に向けていろいろな取り組みなどを市側としてもしていかなければならないと考えている。市民の方々にも知っていただくというところは非常に重要なところかと思うので、たま広報も含めてどのような周知ができるかというところは、少し庁内で検討していきたいと思う。

橋本委員 議員の何人かには通ったときのまちの想定写真のようなものが送られて、要するにあの人は景観が、富士山が見えなくて、どこかにあったと思うが、そういうことでやったり、一般の市民の方でももらっている人もいるらしいが、本当に意見が様々で、私になるほどと思ったのは、町田駅に行くのだったら、このままだったら小田急線のほうが絶対早いというご意見が複数あったのと、町田駅に行くのだったら、考えてみたら多摩センターから立川駅に行くときは割合まっすぐのところをスーッと行っているのに、今度はサッカー場に行ったり、日大三校に行ったり、小山田桜台団地を通ったり桜美林大学を通ったり、これだと多摩市民にとっては、行くのにはいつのことやらというあの辺は私自身も、だからこそ市民によりアンケートというか、

パブリックコメントを見ていただきたいと思うので、先ほど答弁あったが、ぜひこういうのを見ながら、いろいろな人の意見をしっかりと受け止めていった上で、いつになるのか、10年先なのか、もっと先なのかかわからないが、進めていただきたいということだけ申し上げておく。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件5番、多摩ニュータウン再生の進捗状況について、市側の説明を求める。

内田ニュータウン再生担当課長 協議会5、多摩ニュータウン再生の進捗状況についてのファイルをお開き願う。

初めに、1の進捗状況概要の(1)分譲住宅の再生についてご報告する。市からの申請によって、令和6年2月20日付で東京都により、愛宕・貝取・豊ヶ丘地区等が諏訪・永山地区に続いてマンション再生まちづくり制度推進地区に指定された。指定地区は和田3丁目、東寺方3丁目をはじめとして記載のとおりであり、右の図の点線に囲まれた区域が指定されている。指定によって旧耐震基準の分譲マンションについて、多摩市マンション再生合意形成支援事業補助金交付要綱によって、引き続き修繕をするのか、大規模改修をするのか、建て替えをするのか、検討段階での合意形成にかかる費用について補助をする。対象となる団地については、12団地89棟ある。今月中にマンション再生セミナーの案内と一緒に郵送して補助内容を周知し、支援していきたいと考えている。

次に、(2)公的賃貸住宅の団地再生についてご報告をする。都営住宅団地再生の状況について、3ページ目の位置図をご覧くださいながらお聞き取り願う。

まず西愛宕小学校跡地で建設中の都営住宅415戸については、昨年末に東京都が移転の対象となる図の真ん中の上の赤点線で囲まれた和田・東寺方団地にお住まいの方々が引っ越しすることになるが、説明会を開催し、引っ越し条件等の説明が行われた。今後入居手続等を経て、今年の初夏、5～6月頃に入居予定となっている。

次に、都営諏訪団地については、図の右側、4丁目の1期・2期では建築工事中、3期・4期は建築工事に係る基本設計をしているところである。先ほどご説明した西愛宕小学校跡地については、現在外構工事を実施している。和田・東寺方団地については、建築工事に係る実施設計をしており、西愛宕小学校跡地の都営住宅への移転後、建物を除却して、そこにまた都営住宅を建設する予定である。

次に、2ページ目のUR都市機構の団地再生についてご報告をする。こちらは4ページのUR賃貸住宅の位置図をご覧いただきながらお聞き取り願う。

まず多摩ニュータウン諏訪団地については、第1期事業として諏訪の先工区148戸について建設工事中である。第2期事業の諏訪後工区の区域は現在計画検討をしているところであり、諏訪の先工区などに転居いただいた後に建物を除却してUR賃貸住宅を建設する予定になっている。

次に、旧東永山小学校跡地については、11階建て361戸のUR賃貸住宅の建設を令和6年度に着工、令和9年度に竣工を予定している。また、本日の資料に記載がないが、UR永山団地については団地再生をどのように行うか、今月中旬に居住者の方々を対象に説明が行われる予定である。

次に、(3)多摩ニュータウン再生プロジェクト第11回シンポジウムについてご報告をする。「多世代が安心して暮らせるまちづくり、世代循環のまちづくり」をテーマに、2月17日、土曜日にリンクフォレストで開催して、定員60名のところ45名に参加をいただいた。当日の様様については、今月の下旬に多摩市公式ホームページ内のユーチューブ多摩市公式チャンネルに録画の配信をする予定である。また、グラフィックレコーディングによって概要記録として当日の話の概要を文字や絵にしているので、併せてホームページに掲載するのでご覧いただければと思う。

次に、(4)多摩ニュータウンの新たな再生方針(素案)についてご報告する。この方針については東京都が策定しているところであり、1月に素案を公表し、パブリックコメントを実施したところである。市も検討委員会の委員となっている。東京都がニュータウン再生に向けた方針、先行プロジェクトを示して東京都が先導していく考えであり、プロジェクトには諏訪永

山まちづくりとして、永山駅周辺の再構築、南多摩尾根幹線沿道の土地利用転換、近隣センターを中心とした再構築、それと多摩センター駅周辺の再構築の以上4つがプロジェクトとして掲げられている。こちらの方針については、令和6年度内に策定される予定で、詳細については資料に記載のホームページがあるのでご覧いただければと思う。

最後に、2の今後の主な取り組み予定についてご報告をする。まず1つ目、永山駅の周辺再構築については、これまで継続してきた勉強会などを通じて今後地域まちづくり計画の策定に向けて、東京都とも連携して地権者と検討をしていきたいと考えている。

2つ目、南多摩尾根幹線沿道の土地利用転換については、諏訪永山地区沿道の北側の土地利用についてプラットフォームや多摩市ニュータウン再生会議等で導入機能などの検討を深め、令和7年度以降に産業・商業・業務などへの都市計画変更を行い、雇用やにぎわいを創出していく。

3つ目、(仮称)多摩ニュータウンの新たな再生方針との連携として、先ほどご説明したとおり先行プロジェクトに掲げられている取り組みについて、東京都とニュータウン再生の取り組みを進めていきたいと考えている。説明は以上である。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

橋本委員 先ほどご説明があった永山のUR賃貸住宅の旧東永山小学校跡地、ここには11階建て361戸とあるが、あそこの梅林の掲示板には11階とは書いていなくて10階と11階と別々の階数が書いてあるが、その辺、1棟で全部11階なのか、それとも何棟かできそうなのか、そこを教えてください。

内田ニュータウン再生担当課長 361戸は5棟建設を予定しており、11階のものもあれば10階のものもあるということで、申しわけない、説明が不足していた。

橋本委員 ここには、今年9月から建設が始まると今時点では書いてあるが、大体その理解でよいのかどうか伺う。

内田ニュータウン再生担当課長 特に遅れているとか早めに着工するというようなことは伺っていないので、予定どおりである。

橋本委員 今後の取り組みの(2)の尾根幹線の沿道北側の土地のことであるが、来年度に商業や業務の変更を行うということであるが、最近も諏訪小学校に子どもを通わせている親御さんから、尾根幹線の北側というと自分の子どもが行っている学校がどうなるか心配であるという声があったが、学校施設はどうなるのか。

内田ニュータウン再生担当課長 学校施設とは3小学校のことである。今後諏訪小学校も含めて、まずは用途地域を変えなければ、産業業務・商業を誘致できないので、そういった変更はしていきたいと考えている。諏訪小学校については、今後大規模改修がどうなるのかわからないが予定はされているので、その位置が適切なのかどうかは教育委員会とも話をしたいと思っているが、当然そういった大型施設を誘致するには交通量の発生が見込まれるので、安全対策をした上でそういった誘致をしていきたいと考えている。

橋本委員 まだ最終段階までは行っていないと思うが、教育委員会との調整と言うが、子どもの通っている小学校はどうなるのかと言われても、では、どこに動かすかも未定でどうなるのかよくわからないというところでは、ぜひ地域や周りの理解が得られるような進め方をさせていただきたいが、その辺についてはいかがか。

内田ニュータウン再生担当課長 プラットフォームの事業者には会員登録をしていただくという際に市民説明を行っている。その際には、住宅地が隣接しているので、そういったところの配慮をしっかりとほしいという声、さらに今回市民ワークショップを都市計画マスタープランで行ったが、雇用やにぎわいを創出するというので土地利用転換に対する期待も大きいと思っているので、これを進めるに当たっては、その都度適宜市民の声を聞きながら土地利用転換を進めていきたいと考えている。

しらた委員 同じところであるが、この間の審議会で、その尾根幹線の先、町田市方向にしても稲城市方向にしてもまだそれほど進んでいないというか尾根幹線がどういう形になっていくのかがきちんと描かれていないので、たしか最後にお話しされた先生がゆっくりやろうと、そう簡単にあれもこれも決めないで様子を見ながらというようなご意見を出していたと思う。そうなる、今ここで市民の意見をいろいろ聞いて参考にするのは大切だと思うが、

その状況によって交通量も、また高速道路も町田市先のどこにぶつかるか等いろいろなことが考えられて、また稲城市の方向へ行けばトンネルも掘られて、どのような使い方がされるのか、この先いろいろなことを考えていかないと、本当にあそこの有効的な使い方は大変難しいかと思う。その辺も含めて多摩市ではどうするかを検討しながらまだまだ考えていかななくてはいけないかと思う。道路の進捗状況もあるし、町田市方向や稲城市方向のことも考えてだと思いが、その辺はどのような考えなのか。

内田ニュータウン再生担当課長 尾根幹線については、西側は相模原市まで、東側については稲城市を通過して調布市まで行く広域の幹線道路で、3万台を超える交通量が見込まれている。まずはそういった交通需要があり、多摩市を通過するだけではなく立ち寄っていただいでにぎわいをつくっていきたいと考えている。令和7年度以降都市計画変更と申し上げたが、都市計画マスタープランが令和6年度末に策定されるのでそこにはしっかりと位置づける、その後については尾根幹線本線の4車線整備の整備状況をしっかりと捉える、さらには沿道の土地には市の土地だけではなくUR都市機構や東京都の土地があり、今お住まいの方もおられるが、それらの除却の予定にもまだ時間があるので、その時間を使ってどういったものを誘致していくか経済観光課とも話をしながら進めていきたいと考えている。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件6番、令和6年度主要実施事業について、市側の説明を求める。

檜島道路交通課長 協議会6番のフォルダをお開き願う。令和6年度主要実施事業についてである。

まず1ページ目をおめくりいただいて、最初に令和6年度地籍調査事業の実施区域である。図面の緑色に塗った部分が令和6年度の実施予定地である。茶色に塗られた部分については実施済みの工区である。地籍調査事業は、1地区を3か年の工程で測量から立ち会い・閲覧までを実施しており、令和6年度については1地区について実施する。場所は、連光寺1丁目東側

の一部地区で、こちらは大栗川南側の桜ヶ丘記念病院が立地している周辺区域である。昨年度から1年目の測量工程等を行っており、令和6年度については2年目調査である一筆地調査や面積測定等を実施していく予定である。

続いて、3ページ目をおめくり願う。令和6年度の工事予定箇所である。資料の右側に工事案件が記載されており、それぞれの番号・件名が図面に記載されている。

まず初めに、舗装補修工事、債務負担行為の工事である。①から⑤までの5件あるが、こちらについては12月の常任委員会でご説明済みであるので省略をさせていただく。

次に、舗装打ち替え工事他、⑥から⑩である。まず⑥から⑨までの4路線については、令和3年度に策定した舗装更新計画に基づき舗装の打ち替え工事を実施するものである。⑥は、市道3-1号幹線舗装打ち換え工事で、通称聖ヶ丘学園通り、オリンピックの自転車ロードレースが実施された路線の一部である。本年度から引き続き令和6年度については約320メートルの区間の舗装打ち換え工事を進めていく。続いて⑦である。市道4-5号幹線舗装打ち換え工事で、通称諏訪南通りという路線である。永山4丁目の交番前の交差点から諏訪中学校、諏訪小学校の間を抜けて諏訪の谷通りとの交差点までの区間のうち220メートルの区間について舗装打ち換えを行い、令和7年度に全部の舗装打ち換えが完了する予定である。⑧については、市道5-3号幹線舗装打ち換え工事で、こちら貝取こぶし通りである。貝取大通りと貝取こぶし通りの交差点から旧貝取保育園、貝取こぶし館方面に向かう路線で、本年度から引き続き令和6年度は約270メートルの区間について舗装打ち換えを行う予定である。続いて⑨については、市道6-138号線舗装打ち換え工事で、多摩ニュータウン通りの松が谷高校入り口の交差点を山王下1丁目方向に下りていく坂道の220メートルの区間である。こちらは令和6年度で全線の舗装打ち替えを終わる予定である。続いて⑩であるが、視覚障がい者誘導用プレート設置工事である。場所は多摩中央公園通りで、パルテノン多摩から中央図書館、レンガ坂橋に隣接する約200メートルの歩道に設置をしていく。

続いて道路拡幅工事になる⑪である。市道2-3号幹線、和田中学通りであるが、令和4年度から和田中学校付近の工事を進めており、令和6年度は和田中学校正門から南側、中学校敷地の端部までの区間を行う工事である。主な工事内容としては、防球ネットの移設、擁壁の設置、排水設備の撤去及び新設である。

続いて、橋梁関係である。⑫大橋補修工事である。こちらは鎌倉街道の乞田新大橋上流側に隣接する乞田川に架かる橋梁である。補修工事の内容としては、塗装工を主な工事としており、既存の塗料を除去して改めて部材を保護する塗料を塗布する工事である。河川内の工事となるので、渇水期である11月から3月の工事の予定である。⑬が剣橋耐震補強工事である。聖ヶ丘4丁目から諏訪4丁目に都道をまたいで多摩東公園につながる橋梁である。こちらの橋梁は、主要地方道18号府中町田線の第三次緊急輸送道路に指定されている道路をまたぐ橋梁となっており、地震災害に備えた耐震性の向上という観点から、このたび施工をすることとしている。

続いて、道路改良関係である。⑭市道1-3号幹線通称明神橋通りであるが、本路線については多摩市無電柱化推進計画による無電柱化事業実施の路線である。こちらの路線であるが、多摩市無電柱化推進計画に優先的に位置づけられている路線で、本事業の工程であるが、令和5年度から令和10年度までの6か年で行う予定であり、令和6年度についてはN T Tの通信関係の工事を進めていく予定である。

続いて交通安全関係である。⑮の関戸地区ゾーン30整備工事である。本件については、地元の自治会様からの要望により警視庁にてゾーン30のエリアに指定される地区になったところである。多摩市が警視庁と連携してゾーン30のエリアに必要な路面標示の文字等を設置する工事になり、指定されるエリアは図面にして示している関戸1丁目から2丁目の地域である。

続いて街路灯の工事である。⑯街路灯LED化改修工事である。こちら平成30年度より実施している事業で、令和6年度はナトリウム灯の残り335灯のうち、老朽化による更新で約80灯についてLED化を行い、LED化率を97%から98%にする工事である。令和6年度については、多

摩中央公園通り、鶴牧さくら坂、多摩ニュータウン市場付近の鎌倉街道に通じる上下線の市道で、全部で4路線を予定している。説明は以上である。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

橋本委員 舗装打ち換え工事が⑥⑦⑧⑨とあるが、大体大型バスが通過しているところは傷みも激しいと聞いているが、何年に1回、どのくらい掘り返して上のところに新しいものを入れる工事になるのか、この際教えてほしい。

檜島道路交通課長 今ご案内した⑥～⑨であるが、ほとんどが幹線道路で、先ほどご案内した舗装更新計画に位置づけられている工区であるが、こちらは路面性状調査を5年に1回程度行っており、その中で路面の状況等を捉えて、この路線はどういった補修が必要か、舗装の下の路盤と言われる部分の改良も必要かといったことを調査の中で見極め、必要な工事をやっていくような方式を取っている。おおむね幹線道路は舗装の厚さが10センチメートルぐらいである。

橋本委員 これは交通問題で考えると、京王バスが重い車体で通っているのを見ると、あれは何年かには一遍やらないと本当にわだち状態になったりひび割れたりという感じであるが、これ市道だったら市の全面的な責任でやり替えて、排出ではないがひび割れ責任者というか、通す人たちには特に負担なくできるものなのか。

檜島道路交通課長 通行する方に特に負担等は求めていないが、路線によってやはりバスが通る路線は傷みが激しいところがあり、バス停付近が一番先に傷んでくるような状況が見受けられる。そういったところは部分的に補修したりすることを市でやっているところである。

しらた委員 地籍調査であるが、この緑色のところは連光寺1丁目、そこが終わったら次の順番はどちらと、順番は決まっているのか。

檜島道路交通課長 地籍調査は一応令和8年度で全て終わる予定であり、地籍調査事業としては、今回緑色に塗られているこちらで最終措置であると捉えている。

しらた委員 ここら辺は大変入り組んでいるというか少し難しい地域なのかという感じもする。そうすると、それが終わってから法務局に登録したりする手順を踏んでいく形になるか。

檜島道路交通課長 先ほど3か年の中で調査から立ち会いから閲覧というものを踏んでい

くということでご案内したところである。3年目の閲覧が終わった段階で東京都に認証という手続を取る。認証が下りたら法務局に提出して登記がされるという手順である。

しらた委員 今度道路のほうであるが、明神橋通りというと朝も夕方通学路で結構お子さんたちが通っている。本当にどのように工事をしていったらよいか、安全上どのような対策というか課題があるのかをお聞きする。

檜島道路交通課長 明神橋通りであるが、無電柱化事業は一応令和9年度で終わる予定にしている。これから本体工事と言って電線を入れていく工事を進めていくのであるが、表面の工事は令和8年頃を予定している。今いただいている意見で歩道が狭いというのがあるが、道路全体の幅員としてはこれ以上広げることが難しいので、電柱がなくなることによって20センチ程度は歩道が広がるかと想定している。

また、今ご意見として伺っているのは、車道の面と歩道の面に高さがあって回遊がしづらい。車の乗り入れをする部分で斜めになってしまって、ベーカーや車椅子が斜めに走ってしまうという意見や、今タイル舗装がされているので、冬場になるとどうしても凍って割れてしまうといったことを意見として伺っている。

安全対策として、歩道と車道の高さをなるべくフラットにする、セミフラットというようなことが言われている。ただ、民地の高さで車道の高さに今15センチメートルぐらいの差があるので、それをなるべくフラットにすることも検討が必要なところである。タイルの部分に割れないような形の舗装をしていく、景観にも配慮した路線だと思っているのでその辺のしつらえ、周辺の皆さんの意見等を聞きながら検討を進めていきたいと考えている。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、協議会案件の7、「第3次多摩市みどりと環境基本計画」の策定について、市側の説明を求める。

小柳環境部長 協議会案件7番から11番までの5案件が環境部からのものになる。案件についてはそれぞれ担当する課長から説明をさせていただくのでよろし

くお願いする。

佐藤環境政策課長 では、協議会7番、第3次多摩市みどりと環境基本計画の策定について説明をさせていただく。資料は協議会7の資料をご覧願う。

2月27日の経営会議において、第3次多摩市みどり緑と環境基本計画を付議し決定され、策定したので、本日この委員会で報告をさせていただくものである。

まず策定の経緯から説明をする。今回は、第3期となる第3次多摩市みどりと環境基本計画の策定となるが、現行計画の第2期の10年間は、公害問題から環境問題、さらに地球温暖化によって気候変動も起き始め、今や地球沸騰化の時代に入ったと言わざるを得ない状態となり、本市も令和元年の台風19号では甚大な被害を受けた。こうしたことから、令和2年6月に都内で初めて気候非常事態宣言を表明し、まずは宣言に掲げた目標の実現に優先して取り組むこととしたため、策定を2年間遅らせてきた経緯がある。

第3次多摩市みどりと環境基本計画は、こうした背景を考慮し、気候危機対策を加速していく計画とするため、従来の環境基本計画とみどりの基本計画の内容に加え、新たに生物多様性地域戦略、地球温暖化対策実行計画区域施策編、そして地域気候変動適応計画の計5つの計画を包含する一体の計画として分野横断的に取り組むこととしている。また、第六次多摩市総合計画の策定を受け、その下位計画として環境分野の取り組みを牽引するとともに、重点テーマ、環境との共生の具体化に向け、人々の行動様式、社会やまちのあり方を見直し、変革に向けた取り組みを大胆に強化していくことを目的としている。

策定作業に当たっては、令和4年度と5年度の2か年で多摩市みどりと環境審議会、環境政策推進本部のどちらも全部で11回ずつ延べ22回の会議を開催し、細部にわたる内容まで触れながら議論し、ご意見をいただいていた。意見の取りまとめは、これまでの経緯を簡単に説明すると、特に市民や市民団体からのご意見を伺うため、令和4年度は市民アンケートと3回のワークショップを行ってきた。さらに令和5年度は、それまでの議論を踏まえて4月に若い世代50名に集まってもらって未来創造ワークショップを行い、そこで描いた2030年、2050年の達成したイメージ像の

ブラッシュアップと実現に向けて、5月から7月に全5回シリーズで多摩市版気候市民会議を開催してきた。最終的に取りまとめられた145の取り組みは、第3次多摩市みどりと環境基本計画の具体の取り組み項目の基礎となっている。その後パブリックコメントを令和5年12月5日から令和6年1月5日の間で行い、12月17日には市民説明会を開催し、いただいた意見を反映して作成した原案を1月19日の環境政策推進本部で協議し、2月9日の多摩市みどりと環境審議会で答申をいただいていた。そして2月27日に行った庁内の経営会議において決定をいただいたところである。

続いて計画の説明に移る。本日は時間の関係上、資料2の概要版で説明をさせていただきます。概要版をご覧ください。

まず全体を第1章から第5章までの5章立てとしている。第1章は、計画の基本事項について、特に策定後の進行管理は多摩市版気候市民会議を新たな形にして毎年度開催し、指標の達成状況や取り組み状況を確認していくような形で進捗を評価していく。第2章は、計画の背景について世界や国・東京都の動向、市の置かれている状況を踏まえ、改定のポイントとなった5つの考え方をあらわしている。次に、第3章は、計画の理念と目標について、ここでは基本理念、目指す環境像、長期・短期の目標、そして管理指標を示しているが、特に2050年の長期目標は多摩市版気候市民会議でいただいた市民からのご意見を反映して作成している。第4章は、重点戦略と分野横断的取り組みについてである。ここは策定の大きなポイントとなる章である。分野横断的取り組みとは、今後10年間で強く推し進めていくもの、第5章の分野別の取り組みを支えるものとして位置づけ、5つの着眼点で38の取り組み項目を設定している。また、取り組みは我慢や負担ではなく、ポジティブに私たちの生活が幸せになるよう取り組んでいく必要があることを前提条件として載せている。続いて第5章は、分野別の取り組みについてである。現行計画同様の枠組みで4分野を設定し、AからKまでの11の取り組み方針で、73の取り組み項目を設定している。

続いてもう一つの資料3をご覧ください。パブリックコメントに寄せられた市民意見とその対応についてである。ご覧のとおりパブリックコメントで

は7名の市民から26件のご意見をいただいた。総括して、計画に反対や否定的なご意見はなく、全て応援さらに推進すべきとのご意見ばかりで、よりわかりやすい計画にしていくため、資料のとおり5か所について追加修正を行っている。

以上のとおり、2か年をかけ市民特に若い世代からも今回たくさんのご意見をいただきながら、2030年のカーボンハーフに向けて前向きな取り組みになるよう、そして皆が楽しく笑顔になるような環境社会が実現できるよう計画書を作成してきた。説明は以上である。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

橋本委員 この計画は本当にいろいろな形でやられてきて、その集大成だと思うので、それについてはあれだが、ただ、この冊子というか104ページに絵が出ていて、快適なまちというのは落書き行為がないという感じなのであるが、この落書きはイメージ的に今とてもポップアートで、先ほどモノレールのかのときのパブコメにもそういうものを逆に推奨するような声もあったが、これが落書き行為だとしたら、落書きは本当に誰もが否定するようなものを落書き行為だと思っていたら、ポップ的なアートが104ページのところに載っていて、こういうものはどの辺が落書きで、どの辺がまちの活性化のポップなものなのか少し混同しやすくなってしまいますので、私は、快適なまちを阻害するものというときの落書きは落書きらしいものをつくらせたほうがよいと、唯一否定的に思ったところである。

佐藤環境政策課長 わかりやすくここでは示したところで、イメージしているものと若干食い違いがあるのかもしれないが、主観的なところも大きいので、実際具体的にこれから進めていく取り組みの中では、しっかりまちのイメージを向上させるようなそういうポップアートなものであれば進めていく、もちろん不快感や嫌悪感をかき立てるようなものはやはり落書きとしてしっかり取り締りをしていくといったところを、取り組みの中でしっかりわかりやすく市民の方に説明していきたいと考えている。

橋本委員 許可なく私有地を持っている人のところに書いてしまうと、それはいくらい人がすてきに書いても、法的な意味ではやはり落書きだと思う。そういう意味でわかりやすくという感じで、RAKUGAKIとデザイン的な

字で書いてあるが、そのように少し違和感を覚えたので、こういうのは今、若い人たちは結構打ちっ放しのテニスコートではないが、そういうところに書くのを求めるという時代であるので気になったということだけ申し上げて、特にその辺だけ言っておきたいと思う。

しらた委員 99ページ、水質汚濁の現状と対策、マイクロプラスチック調査では、5地点全てで人工芝やお菓子の袋などが採取されたということである。多摩市でもマイクロプラスチック、人工芝が出ているが、環境部では人工芝を本当は張ってもらいたくないという思いがあるのかと思うが、このまま人工芝をずっとやり続けていけば、取れない限り、完璧には取れないと言われているから、そうするとやっていると矛盾してしまっているのではないかと。その辺環境部としてどういうお考えなのかと。

佐藤環境政策課長 人工芝がある限りマイクロプラスチックが出ていくところかもしれないが、できることから取り組んでいくということと、皆さん今お履きになっている靴、それも多分削られていけばマイクロプラスチックになっていく可能性がある。だから靴を履かない生活にしていくかということそれは今できない。だからできることからやっぺいこう。そのためにまず一人ひとり自分が何ができるのかを考えていこう。この後の報告にも出させていたただいているが、マイクロプラスチックを自分事として考えていこう、自分は今何ができるのか、何ができないのか、できないならばそれを少しでも少なくするためには何をしていたらいいのだろうかということを一一人ひとり考えていくことをこれから広めていかなければいけないかと考えている。

しらた委員 一人ひとりの努力も大切だということであるが、市の努力もお願いしたいと思う。

岸田委員 89ページの生産緑地地区の保全・活用という部分で、保全のために公有地化の検討、東京都が指定するようであるが、「農の風景育成地区」も公有化をすることを考えたときに、どういう方向に生産緑地を保全していくかという部分についてもう少しご説明をしていただけるか。

長谷川公園緑地課長 生産緑地の保全というところでは、現状機能を果たしているところでも、場所によって様々な特色があろうかと思う。基本はそうしたところをもとに保全できる手法も十分に加味しながらというところにはなろうかと

思う。ただ、みどりと環境基本計画に、生産緑地、またそういう農地や田んぼの保全というところでは、農地環境がいかなる方法でやっているにしろ生物多様性が確保されている環境であるので、こういった手法で保全していくと特定はせず、可能な限り保全を目指していければと考えている。

岸田委員 可能な限り保全していくということだったが、資料の「【例】」のところの2つがどちらも公有地化の内容として含まれていくということを見ると、多摩市として今ある生産緑地については公有地化を進めていくことで保全されていく方向で考えておられるのかという部分について伺いたいと思う。

長谷川公園緑地課長 必ずしも公有地化しかないというところではなく、公有地化も一つの手段として検討しながら保全を進めていきたいという認識である。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会案件8番、マイクロプラスチック啓発動画について、市側の説明を求める。

佐藤環境政策課長 協議会8番、マイクロプラスチック啓発動画について、協議会8の資料をご覧願う。先ほどご説明したみどりと環境基本計画を策定するに当たり、気候市民会議を開催した。そこでのご意見の中でも一人ひとりの行動を行動変容していこうと、特にマイクロプラスチックのところも行動変容の取り組みの一つになっていくかと思うが、この問題を一人ひとりの意識啓発、具体的な行動につなげていくことを皆さんに知ってもらうということで、今回市民団体の皆さん、それから市内の中学校の生徒さんにもご協力いただきながら啓発動画を制作した。現在啓発動画はユーチューブ多摩市公式チャンネルで配信している。

動画の内容であるが、中学校でのマイクロプラスチックの講義の風景、市民団体の大栗川を楽しむ会の皆さんにご協力いただいて講義をお願いし、撮影させていただいたところである。あともう一つ、多摩川の生き物観察会や大栗川の清掃活動に参加した小学生へのインタビューもその中に載せている。特にこの辺の撮影については、今回新たに京浜河川事務所、国土交通省の許可をいただいてドローン撮影をして多摩市を上から結構大きいスケ

ールで見せて、これだけ多摩市はみどりがあって、川もあって、とても豊かな自然の中にあるのだというところも十分皆さんに知っていただきながら、これを壊さない環境にしていくためにはどうしたらよいかというところで、子どもたちにも協力してもらいながら撮影をしてきた。

最後に、川ごみを減らすために私たちが取り組むべきことというところで、多摩市では4R+Renewableの取り組みを実施している。そういったこともこの動画の中に含めながら、一人ひとりの行動変容につながるような、あとこれを手に取って見てみようと思えるような動画を今回作成したので、議員の皆さんについても、今後いろいろな場所で講演会等を行われる場合はぜひこの動画を使って環境への啓発も併せて行っていただくとありがたいと思うので、ご協力をよろしく願います。説明は以上である。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岸田委員 先ほどのみどりと環境基本計画もそうであるが、こちらの動画も市民と共に一緒に作られたという点では、何かをすればすぐ解決とはいかない中、手探りの中で進めて、少しでも解決に向けて進んでいると受け取っているが、一方で、スポーツ振興課でテニスコートの人工芝の流出対策を進めているという中では、こういった動画、あるいはスポーツ振興課との連携というのか、この動画をうまく向こうでも使ってもらう、あるいはスポーツ振興課が関わるテニス団体が協力してくれるということでは、より広めていくことが非常に重要だと思うが、そこら辺の連携について伺いたいと思う。

佐藤環境政策課長 もちろん、この動画を作成するに当たっては、直接は参加していないがスポーツ振興課とも意見交換しながら作っている。今後もスポーツ振興課だけではなくいろいろな部署でこの啓発動画を使ってもらうように庁内でも共有しているので、今ご指摘のところを私たちもしっかり受け止めて今後も進めていきたいと思うのでよろしく願います。

小柳環境部長 もう既に庁内連携を取らせていただいております、企画政策部が先日全戸配布した政策情報誌にこのQRコードを載せさせていただいてご覧いただくようにもしているし、あと教育委員会の「教育委員会だより」にも載せさせていただいて学校にも協力いただいているので、学校の中にも共有を広め

たいということで連携させていただいているところである。

岸田委員 一方で、この問題が多摩市だけではなく世界的な課題であることを考えると、多分阿部市長も都知事との何かの意見交換会のようなところで一緒に取り組まないかと提案していたと記憶しているが、その後東京都との間で一緒に取り組むということに対して進展等があったのか。

佐藤環境政策課長 東京都との取り組みというのは今現在ないが、川の管理は東京都であるので、川清掃といったところではマイクロプラスチックも関わってくるので、市の取り組みを支援してもらえようようなアクションなどを行っていきたいと思っている。

小柳環境部長 これは一番下にも書いてあるように7～8分の動画であり、市長もいろいろなところで講演するときに活用している。これは大体1月末ぐらいにできたので、早速2月ぐらいから新年のご挨拶のときに様々な場所で活用しているということは聞いている。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件9番、地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の改定について、市側の説明を求める。

市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 協議会9、地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の改定についてご説明する。資料が2つついており、先のほうが説明資料、次に付いているものが本編の参考資料という形になるので、説明資料をもとにご説明をさせていただきたいと思っている。

先ほども報告した上位計画であるみどり環境基本計画及び包含されている地球温暖化実行計画、多摩市全体の区域施策編の策定を受け、1事業所としての多摩市役所の地球温暖化対策を定める現在の地球温暖化実行計画の公共施設編を改定させていただく。本改定により、多摩市役所の温室効果ガスの削減目標や職員の取り組みなどの修正をさせていただこうと考えている。

1地球温暖化対策実行計画(事務事業編)とは、ということである。こちらは国の法律の地球温暖化の推進に関する法律に基づいて、市の事務事

業及び事業に関して温室効果ガスの削減目標を定めると法で決まっているものである。第六次総合計画の下位計画であるみどりと環境基本計画の地球温暖化防止に関連する諸施策との整合性を図り、市が率先して実行する取り組みを明らかにするものである。

今回の計画期間に関しては、上位計画と合わせて令和6年度から令和15年度までの10年間の計画とさせていただいた。

今回の改定のポイントである。赤字になっている部分に関して、今回の計画で新たに見直しを行ったものである。それ以外のところに関しては、これまでのもろもろの事業の中で変えてきた内容という形になる。まず温室効果ガスの削減目標であるが、現計画に関しては2010年度に比べて10%削減するという目標に対して、今回国の削減目標の指針を踏まえ、次期計画に関しては2030年度までに51%の削減を行うという形で進めていきたいと考えている。

2番目、事業所としての多摩市役所の温暖化の取り組みである。①として基本的な取り組みである。照明・空調の適正な使用や資源の有効利用等、これまでの日常事務で実践してきた内容を継承しつつ、下記の取り組みを追加していきたいと考えている。既存の「日常に実践する基礎的取組」という文言を再整理して、新たな取り組みとして「食品ごみ削減（食品ロス）」や「職員向け啓発の実施」を追記させていただいた。

また、職員向け啓発の効果を向上させるため、職員行動アンケートに関して毎年実施し、それを温室効果ガスの削減と併せて報告するという内容を記載させていただいている。

次のページ、重点取り組みである。政府の実行計画を踏まえて、建築物を中心とした取り組みを記載させていただいた。「施設整備等の長期的な取組」について、政府の実行計画を受けて先行的に改定していた環境配慮技術導入マニュアルの内容を記載させていただいている。赤字の部分ア)である。

多摩市の市施設への再生可能エネルギー設備（太陽光発電等）の導入に関して、2030年度までには設置可能な施設の50%に導入するという目標を新たに掲げさせていただいた。イ) からエ) に関しては、新築する公共施設の環境性能に関して原則ZEB化をするというところ、こちらは事前

から決まっていた内容であったので、さらに記載をさせていただいたところである。オ) 照明器具に関して、蛍光灯が2027年度に製造と販売が停止になる。それを受けて、蛍光灯からLED化の導入に関して100%という記載をさせていただいたところである。最後、カ) 車両の導入である。車両導入に関しては、来街者への導入が難しい場合を除いてEVやFCV、プラグインハイブリッド等の自動車のほうに入れ替えを推進するという内容を記載させていただき、こちらをもとに地球温暖化に対する多摩市役所の取り組みを進めさせていただきたいと考えているところである。

実行計画の本編に関しては、後ほど見ていただければと思う。説明は以上である。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

この際、協議会を暫時休憩する。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

渡辺委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

協議会案件の10番、「多摩市パークマネジメント計画」「多摩市公園施設長寿命化計画（改定版）」の策定について、市側の説明を求める。

長谷川公園緑地課長 それでは、多摩市パークマネジメント計画の策定及び多摩市公園施設長寿命化計画の改定が完了したので報告をさせていただく。両計画の本編はページ数が大変長いので、本日は概要版で説明をさせていただく。それでは、協議会10のデータをお開きいただければと思う。ページは、1枚めくって2ページ目からご覧いただければと思う。字が小さくて大変申しわけないが、拡大してご覧いただけたらと思う。

それでは、左上からご覧願う。第1章として公園・緑地の取り巻く動向ということで載せている。近年の公園・緑地を取り巻く環境が記載のとおり大きく変化しており、時代の変化や価値観の多様化による新たな課題への対応などによるストック効果の最大化が求められている。

続いてその下の2章のパークマネジメント計画の方向性である。多摩市の公園の現状は、令和5年度時点で開設から30年以上経過した公園が約8割を占めており、10年後には約9割を超える見込みである。また、多摩市が管理する公園は街区公園が約6割を占めている。本計画の策定に当たっては、市民アンケートやワークショップにより利用者のニーズの把握を行ってきた。また、公園の管理運営に係る課題として、公園の管理や運営に関する課題が多様化・複雑化しており、記載のとおり施設の老朽化に対する課題、樹木の経年成長に関する課題、多様な主体との連携による公園の運営管理、公園の利活用推進といったものが出てきている。

続いて右上に行っていただいて、3章、パークマネジメント計画の概要である。パークマネジメント計画は、公園のあり方や効果的な公園管理運営手法、施設や樹木の維持管理方針を定め、限られた財源の中で効果的な公園管理を行っていくための計画である。計画期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間とする。

その下、4章は計画の理念となっている。人がつどい、地域とつながり・ともにつくるが理念となる。

その下の5章、パークマネジメント計画の基本方針及び具体的な施策である。記載の表は各施策の構成となっており、基本方針を3つ掲げ、そのもとに施策を展開する。表の下からの記載が各施策の内容となっている。

まず施策1の1が公園の樹木管理で、樹木の管理目的を設定し、適正に管理を行うことで利用者や隣接地のリスクを減らし、安全・安心な空間創出する。

次のページに進んでいただいて、左上から施策1-2が緑地・樹林地の樹木の管理更新で、大木化や衰退が進行している樹木を更新し、ボランティアとの協働により更新・管理を進め、隣接地への影響の低減や利用者の利便性向上、生物多様性の保全を図る。

施策2-1が公園の適正な配置の見直しで、既存公園、提供公園や寄附等による新規公園及び公園の再編に関して、それぞれ方向性を設定している。

また、施策2-2が公園の機能に合わせた施設配置で、ニーズに合わせた機能再編の推進として、公園施設の更新時や公園のリニューアルの際に付

近の公園の機能を踏まえた上で、更新する施設をそのまま撤去する、また、別の施設に置き換えるなどの検討を行っていく。

次に、施策 2-3 がインクルーシブな遊び場の整備で、インクルーシブな遊び場を整備に適した公園の要素を整理し、要件を満たす公園を選定することで、設計と合わせてワークショップを開催し、様々な人との意見交換やコミュニティづくりを行っていく。

続いて施策 2-4 がトイレの機能向上で、限られた予算の中で公園トイレの機能改善を図っていくため、利用頻度や健全度を考慮の上、現在 96 棟ある公園トイレを 3分の2程度に集約する。集約を行うことで計画的に洋式化や改修による機能改善を図り、利便性や快適性を高めていく。

続いて、右上に行っていたら、施策 3-1 が利用者ニーズを踏まえた公園リニューアルで、総合公園や近隣公園等の規模の大きな公園やスポーツ施設のある公園は、健全度調査の結果や計画的な補修・改修のスケジュールに合わせて、公園利用者のニーズを踏まえながら公園全体のリニューアルを行う。

施策 3-2 が公園施設長寿命化計画に基づく維持管理の推進で、計画的に施設の補修や更新等を行うことで、公園施設や公園橋梁の長寿命化を図る。

施策 4-1 が条例等の見直しと、公園ルールの緩和で、公園ルールについて、自治会や利用団体等から要望があり、対象公園から影響のある範囲の地域住民に理解が得られる場合には、独自のルールを決めて公園の利活用を推進できる考え方の整理を行う。

施策 4-2 が民間活力導入の検討で、民間活力導入の需要が見込まれる公園においては、対象公園内における収益施設導入の可能性を検討して、対象公園に適した官民連携手法の方向性を分類整理する。

施策 5-1 は新たな管理体制の構築で、対象公園の特性に合わせた官民連携手法等を検討し、民間のノウハウや活力を生かして市民サービスの向上を図っていくことを推進していく。

最後、施策 5-2 が持続可能な市民協働と新たな関わりで、持続可能なボランティア制度とするために制度の見直しやボランティアの新しい関わり

方を検討し、継続的に関わる環境を整えるとともに、新たな需要を持たせた魅力の向上を図っていく。

続いて次のページに進んでいただいて、ここからは公園施設長寿命化計画改訂版の概要となっている。こちらも左上からご覧いただき、まず計画の位置づけである。第六次多摩市総合計画、それから第3次多摩しみどりと環境基本計画及び先ほどのパークマネジメント計画を上位計画として、多摩市公共施設等の総合管理計画における個別施設計画の一つという性格を持ちながら、公園施設の機能保全、安全性確保及び財政負担の軽減を図る計画として位置づけている。計画期間は記載のとおりで、改定のポイントとして、公園施設の安全性の強化、新たなニーズへの対応のため維持管理コストの縮減、既存公園の有効活用の3点を定めている。

続いて2章の長寿命化計画の対象とする都市公園の設定であるが、対象は208か所全ての都市公園としている。

続いて右上に進んでいただいて、3章の予備調査である。予備調査により都市公園台帳や工事図書等の基礎資料から対象施設に関する基本情報を整理して、調査では管理方法の違いから、予防保全型管理を行う候補の施設と事後保全型管理を行う施設に区分し、設置状況や劣化損傷の概要を整理している。

続いて、4章の健全度調査・判定である。施設の劣化や損傷の状況を確認することを目的として健全度調査を行い、その情報をもとに公園施設ごとの劣化や損傷の状況もしくは更新の状況を把握し、安全性などを確保するために、公園施設の補修、もしくは更新の必要性について、総合的な判定を行った。

令和4年度の健全度判定の結果は、全体の66%が一番評価が高い健全度A判定であり、ほぼ健全である、健全度B判定との合計は全体の91%を占めているような状況となっている。

続いて、次のページに進んでいただいて、5章の公園施設長寿命化計画の策定である。長寿命化計画の基本方針として、予防保全型管理と事後保全型管理を行う公園施設について対策の方針を定めている。予防保全型管理については、日常点検や定期的な点検により劣化及び損傷を確認して、計画的

な修繕や、長寿命化対策の実施を行い、更新の際には、ニーズに合わせて配置がえや集約を検討し、機能再編を図っていく。事後保全型の管理については、維持保全と日常管理で施設の機能の保全と安全性を維持して、著しい劣化や、損傷を把握した場合には施設の撤去や更新を行っていく。また、前提条件として長寿命化と安全性の確保、公園機能に合わせた施設再編、利用促進に向けた、施設更新の3点を考慮して進めていく。

続いて右上に進んでいただいて、6章だが、6章は公園橋梁の長寿命化対策の検討としている。公園橋梁は、公園施設となるが、道路橋と、おおむね同様の構造であることから、対策の周期や工法・単価等の諸条件については、多摩市橋梁長寿命化計画修繕計画の考え方を参考に、必要な整合を図る位置づけとしている。過年度の公園橋梁点検の結果を踏まえ、実施した目視点検から公園橋梁の状態は半数以上がおおむね健全な状況ではある。日常の利用に支障がないように、維持保全などによる措置も行っているが、一部の公園橋梁では劣化が進んでおり、使用を停止しているような状況もある。そのため、計画的なメンテナンスサイクルを回すことで、公園橋梁の状態を定期的に把握し、管理類型に応じて適切な補修などによる長寿命化を図る。また、公園施設の長寿命化計画と同様に、対策時期が集中しないよう平準化を行うとともに、記載のとおり原峰公園木橋、それから豊ヶ丘北公園の歩線橋のあり方については、記載の理由から集約や撤去も含めた今後のあり方について、利用実態なども踏まえた上で検討を実施していく。以上、長くなったが、説明は以上である。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

橋本委員 1点伺いたいと思っていたが、公園としては多摩市にはたくさんあるが、よく周りの騒音というか、これは感覚的に子どもが遊んでいることに対して全然気にならない人と、声がうるさいとかそういう意味での市民からの声というのは、多摩市の公園に関してはあるのかないのか、あったとしたらどのような対策を考えているのか。

長谷川公園緑地課長 ほかの自治体と頻度などはおそらくそれほど変わらないかと思うが、我々日常管理をしている中で、感覚的な話になってしまうが、ほぼ毎週あるというか、それぐらい声が届くような状況がある。どこの地域が多いといっ

た傾向もあればとは思いますが、全体としてそういうお声はやはりあるというのが正直なところある。また、子どもの声に限らず、例えば樹木の剪定、あるいは植栽帯の草刈りとか、そうしたところの機械の音がうるさいといった声なども伺うことがあり、いろいろ住環境に隣接している公園環境であるので、いろいろな感じ方、ご意見をお持ちの方がおられるのは、ある意味仕方のないことかと思っている。基本的な対応としては、公園に子どもが集まって遊ぶというのはもちろん良いことというか通常普通のことであるし、作業に関しても基本は平日の日中に入っていて、時間帯をずらすとするとそれが休日や夜間になるとそれはそれでもっと苦情が大きくなるということもあるので、基本的な対応としては、丁寧に説明をしてご理解・ご協力をいただくような対応をさせていただいている。

橋本委員 聞いて驚いてしまった。一定はあると思っていたが、私などは毎日、保育園の近くであるし、公園からは子どもの声が常に聞こえてくるのは平和的に思っていたが、そう思えない方もおられるということで大変だと思う。だが、どこかを閉鎖する、公園機能を変えるとということまでは今のところ行っていないと捉えてよいのか。

長谷川公園緑地課長 そういったところまで行っているケースはない。そうならないように地域の方皆に理解してもらいつつ、また地域にとってよりよい公園づくりをしていってもらえるように、これまでワークショップといった機会も我々設けさせていただいているので、そういう努力を引き続き行いたいと思っている。

岸田委員 先ほどの橋本委員の質問と少し重なる部分もあるが、これから公園をもっとよりよく使ってもらおうと考えたときに、ハードの施設の部分も大事だと思うが、ソフトの使い方という部分も非常に大事かと感じている。施策4-1に公園ルールの緩和とあり、公園運営に自治会や利用団体等から要望をもらおうと書かれているが、子どものことを考えると、そういうところに入って行って意見を上げてもらうのはなかなか難しいと思うが、その辺どのように市はお考えなのか。

長谷川公園緑地課長 これまでも特に公園改修を進める際にワークショップや説明会という形で大人の方にご参加いただいたり、あるいは地域の学校で受け入れて

くれるところについては青空教室を学校でやっていただいたりしながら子どもが参加できる環境も工夫してやってきている。ただ、一般に参加を募集したり、あるいは学校にそういう機会をお願いしたりとなると、どうしても一般参加だと子どもたちがなかなか来にくい、学校も公園のことをやってくれる時間まではなかなか取れないという状況があるので、何かしら工夫しながら、試行錯誤しながら続けていかなければいけないかと思っている。

そうしたところの一つの動き出しとも言えるのが、中央公園あるいは昨年度になるが大栗橋公園で社会実験ということで地域の皆さんにお子様も含めていろいろ参加していただいて、まずは何かやりたいことをやってみようという取り組みをさせていただき、どちらの公園も大変盛況に終わっているの、そうした機会をこちらが数多くつくってあげることでいろいろな世代の方が参加していける土壌もできてくるかと思う。それがベストだということではまだないと思うが、引き続き試行錯誤しながらそうした機会をまずはつくっていった方がいいと思う。

岸田委員

パークライフショーでもたくさんの子どもの世代が来ていて、一から考えていくとなると、こんなにも皆さん興味を持って公園を利用してみたいと考えているのだということを感じたが、なかなか子どもの意見を聞きにくい部分があると思うが、子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例もそうであるし、こども基本法が制定されたというところでは、ぜひ意見を聞いていっていただきたいと引き続きお願いしたいと思う。

しらた委員

トイレの機能向上というが、中和田橋公園のトイレはまだ暫定だと思っただが、その辺は今後どのようにしていくのか。

長谷川公園緑地課長

暫定ではないというか、特段位置づけなり管理をしているところはないが、中和田橋公園も含めて、今回この計画をつくるに当たって、先ほど市内に96棟が公園にあるというお話をさせていただいたが、現状その96棟を管理するに当たって一定の予算で市がやっている。これまで議会の中でも、清掃の回数が足りない、清潔さの問題等いろいろいただく中で、今ある労力・財力でやっていくには、市民の皆さんが求める維持管理の質が保たれていないというところがあったので、不必要な、使っていないようなトイレに関しては集約をさせていただきつつ、そこにかかったお金を今度

機能向上に向けていくという取り組み、この計画で姿勢を出させていた
いて、これから地域に入ってやらせていただこうかと思っている。

しらた委員 では、その96の公園のトイレをきちんとこれから検査というか現状を
把握しながら、どのようにしていくかという一覧のようなものを作ったり
するのか。もしそういうものがあつたら、私たちにも報告があつたら助か
る。ご覧になっていただければありがたいが、中和田橋公園のトイレは非常
に傷んできている感じがする。こちら側には障がいの方のトイレをつくっ
たのかスロープもついていたが、普通の健常者の方が使えるところはまだ
きちんとした水洗ではなく、座ると凸凹になってしまってお尻が落ちてし
まうのではないかというぐらい傷んでいる。そういうところも使用頻度が
あるから傷んでいるかと私は思うが、そうするとそこは直してどこかをや
める。和田公園はサッカー等いろいろやっているが、あそこはあそこでまた
古いトイレで、そこら辺もきちんとしていかななくてはいけないのではない
か。そういうバランスを全部見る必要がある。結局公園は皆さんお使いにな
るからトイレは大切かと思う。トイレだけをボランティアの人にやっても
らうというわけにはいかないと思うので、その辺の予算がどうつけられる
のか心配している。

長谷川公園緑地課長 今日は限られた時間なので本編を資料には載せられなかったが、各
課の情報提供に既に本編を掲載させていただいている。その中の70ペー
ジ後半から80ページ前半のところにトイレの集約のことを記載させてい
ただいているが、一旦案として全トイレを図面上に落とし、密集している地
域を中心に集約の案を書かせていただいている。それをそのままこちらの
考えだけでやるのではなく、これから地域とも十分にお話し合いをしまし
ながら進めさせていただこうかと思っている。実際これまで説明会やパブリック
コメントを行った中で、このトイレに関する意見は結構多くて、集約はよい
のだが、例えば面的に見るのではなく、ここの地域は勾配があるのだから近
くにあつてもそのように捉えるなというようなご意見があつたりと様々あ
るので、地域の方と丁寧に話し合いを進めて、残したトイレについては機能
向上を図っていきたいと思っている。

しらた委員 今ちょうどその勾配や段差がある等いろいろ、トイレの機能向上の上の

ところの施策2-3にインクルーシブな遊び場の整備とあるが、インクルーシブな公園というのはどこか候補があるのか。

長谷川公園緑地課長 インクルーシブ公園というところでは、今、質問のほうでも触れていただいたとおり、インクルーシブな遊具だけではなく、車へのアクセス、トイレ、あるいは公園自体様々な機能を持っていろいろな子と触れ合えるというところがインクルーシブで目指すことであるので、そういったところから大谷戸公園を進めていこうと考えている。

しらた委員 大谷戸公園というと、駐車場の入り口も結構狭い。そこをインクルーシブな公園、遊び場に整備していく、いろいろな方が来やすい公園にするということは、動線も大切であるし、トイレも行きやすいように多少大きめにするようであるし、駐車場もそれなりの障がいをお持ちの方が来たりすれば車椅子で大きな車になったりするのかという思いがあるが、その辺の整備も今後考えていくということか。

長谷川公園緑地課長 インクルーシブ公園の検討については来年度予算で計上させていただいており、インクルーシブ遊具の導入の前に、インクルーシブ遊具導入に当たっての図面を、関係される方と一緒につくっていく取り組みをさせていただこうかと思っている。それはお子様もそうであるし、障がいをお持ちのお子さんや親御さんといった方と一緒に、まずは遊具導入に当たってどういう条件を整理しなければいけないか、あるいは遊具だけ導入してもなかなか使われないので、そこでいろいろな子どもと一緒に遊べるためにはどのようなソフト施策が必要かといったことも含めて、まずはいろいろな状況を把握するためにワークショップ等をやっていきたいと思っている。

今、質問であったとおり、大きなポイントとしては駐車場と、駐車場からのアクセス、動線の確保といったところが大きなポイントだと我々も認識している。大谷戸公園については、例えばトイレと駐車場というところで考えると、現状の駐車場とトイレは大分離れている、あるいは勾配があるという状況がある。ただ、令和7年度に大谷戸公園については駐車場有料化に伴う拡張整備を予定しており、トイレ・キャンプ場の手前の駐車場を拡張する予定であるので、まず駐車場についてはそういった対応を行うが、今出た課題のほかにもおそらく意見を聞くと様々な課題が出てくるかと思うので、

そういったところを把握しつつ、一つ一つ解決しながら進めていきたいと思っている。

しらか委員　　そうすると、今も遊具はあるが、そういう部分を生かしつつ今度インクルーシブの遊具も入れていく。もう一度全体的な見直しというの、今度ワークショップ等で今のもは残す、インクルーシブのものをほかにつくる、どのような方向性でやるという計画性はあるか。

長谷川公園緑地課長　　そこまでの具体的な方向性をまだ定めてはいない。一つ我々が大事に思っているのが、今の遊具は残したとして、こちらは例えば障がいのない子が使うエリア、新しく導入するところは障がいをお持ちの方のエリアと分けるような形ではなく、いろいろな子が一緒に遊べることを目指している。それを基本にしながら議論を進めていく中で、両方の遊具を集約したほうがよいという話になれば、そういったことも検討していきたいと思っている。

しらか委員　　インクルーシブであるから皆が仲よく遊べるということが一番大切などころではないかと思う。今の遊具がいつまで使えるのか私もはっきりわからないが、そういうところの計画性は非常に大切かと思う。その辺では遊具のメンテナンス、駐車場の有料化、駐車場からの動線も大切になるが、そういう全体的なイメージの計画はいつ頃というか、今後どのように考えていくのか。

長谷川公園緑地課長　　まずは先ほどお答えさせていただいた来年度の現状把握で十分な状況を把握させていただき、そこからどこまで全体的に考えていかなければいけないのかを検討して、来年度以降、少なくとも遊具の設置については現在東京都の補助金が令和7年度までという期限であるので、そういった期限を一つのゴールとしながら検討を進めていきたいと思っている。

しらか委員　　都の補助金は、インクルーシブの遊具に対しての補助金が令和7年度までということなのか。

長谷川公園緑地課長　　そのとおりである。

しらか委員　　そうすると、令和7年度中にある程度の形を作らなくてはいけないと考えられる。今現在の遊具がまだまだ全然使えていて、またそれをどこかに設置して使えないかを将来的に考えるのか、その遊具はまだ使えるが補助金

の関係もあるというときに、その辺の考え方はどのように持っていくのか。

長谷川公園緑地課長 今の段階でまだ明確なところはないが、少なくともその補助金は一つの有効活用手段としてあるので、そこを目標に据えながら、それを使ってできるところだけやるというのが良ければそうするかもしれないし、それはやはりよろしくないということであれば全体としてというところも出てこようかと思うので、いずれにしろ、まずは状況把握から進めていきたいと考えている。

しらた委員 ぜひ状況把握を共有させていただきたい。東京都の補助金は何割ぐらい出るのか。

長谷川公園緑地課長 基本的には設置費用の2分の1である。ただ上限が3,000万円となっている。

しらた委員 基本的にはその遊具だけである。そのほかに公園の整備をすると、駐車場をやったりしてそれなりに費用がかかるかと思う。その辺はしっかりと状況を把握してまた連絡していただき、情報共有をしていきたいと思うのでよろしく願います。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、協議会案件11番、ペットボトルの分別ルール徹底化について、市側の説明を求める。

星野資源循環推進課長 それでは、協議会案件11の資料をご覧願う。ペットボトルの分別ルールの徹底について報告をさせていただく。

2ページ目をご覧願う。スライドの2枚目であるが、概要と振り返りとなる。飲料メーカーとのボトルtoボトルによる水平リサイクル協定を締結し、エコ活動のさらなる推進を図るため、分別ルールの徹底化を図ることとした。振り返りは、5月の段階では、搬入されるペットボトルの30%はルールが守られていない状態であり、搬入量のピークを迎える夏場には処理し切れなくなる可能性があるということである。

3ページ目にお進み願う。分別啓発は、事前周知期間、排出指導強化期間、ルール徹底の実施の3つのステップを踏んで進めさせていただいた。

4 ページ目をご覧願う。4 ページ目は主な取り組み内容である。職員への周知啓発活動から始まり、説明会やイベントでの啓発などを進め、9 月議会で補正予算をお認めいただき、環境講演会や横断幕、SNS 広告など幅広い世代に訴求するように啓発を進めてきた。また、自治会等への出前説明会、減量推進員や住宅管理者への協力依頼、個別の排出指導など、地道な地域での啓発活動を並行して行ってきた。

5 ページ目である。排出指導強化期間では、容器に貼付した啓発シールが左上である。紙媒体での啓発資料、啓発イベントでの様子になる。右下の写真は 9 月に行われた K A O F E S での啓発の様子となる。

6 ページ目をご覧願う。集積場所の排出状況についてである。1 1 月から定期的に容器の中身を回収し、排出状況の確認作業を行ってきた。

7 ページ目である。排出指導強化を進めるとほとんどの集積場所でルールが守られるようになったが、特に单身用の集合住宅などで、管理会社が他市にあって管理が十分行き届いていないような集積場所については、個別の排出指導が必要であるということがわかった。

次のページ、8 ページである。この青い線は令和 4 年度のペットボトルの収集量、オレンジ色の線は令和 5 年度の収集量のグラフとなっている。特に 1 2 月からはルール違反は回収しないということで 1 0 % の減少となっている。

9 ページ目をご覧願う。こちらは圧縮梱包したベールという状態での自主検査の様子である。左側 1 0 月時点での状況、右側はルールを徹底した 1 2 月時点でのベールの状況である。

続いて 1 0 ページ目をご覧願う。青い折れ線はペットボトルのラベルの混合率を表しているグラフである。啓発を強化してきた 1 0 月から徐々に混合率が下がっていることがおわかりになるかと思う。左側にある赤い線は近隣市の平均値で、近隣市と遜色がない状況まで来ていることがおわかりになるかと思う。

次のページ、1 1 ページ目はエコプラザの選別ラインでのビフォーアフターの状況をお示ししているものである。

1 2 ページ目になる。今後の取り組みであるが、まだまだ瓶やスプレー

缶、電池などの異物が容器内に混入していることがある。また、自治会管理組合が組織されていない単身用集合住宅ではルールが守られていない集積場所がある。こうした集積場所に対しては個別の排出指導等で地道に啓発活動を継続して行っていく。

最後のまとめになる。ペットボトルの分別ルールを含め、この間、市民の皆様方からいただいた不法投棄対策、さらなる資源循環の推進など、様々なご意見を頂戴した。こうしたご意見を踏まえ、さらなるエコ活動の浸透に向けた啓発取り組みを展開していく。報告は以上となる。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件12番、令和6年度多摩市下水道事業の取り組みについて、市側の説明を求める。

横堀下水道課長 それでは、令和6年度に実施を予定している多摩市下水道事業の取り組みについて、主な事業概要について説明をさせていただく。資料については、サイドブックの協議会の12をご覧願う。2つあり、1つ目をお開き願う。もう一つの資料については事業対象地の位置図になるので、必要に応じて適宜ご覧いただければと思う。

まず大きな1番、主な収益的支出(第3条予算)についてである。(1)公共下水道管渠調査清掃業務委託である。こちら例年行っている定期清掃、また過去清掃を行って程度がひどいものは再度行うということで委託を予定している。

(2)管渠更正等工事についてである。こちらは過去の調査で老朽化などにより破損等が判明した下水道施設の更正工事となる。汚水の管渠、雨水の管渠、それぞれ3件ずつというところで、こちらはその後また第4条予算でも同じものが出てくる。内訳としては、修繕等に対応できるものは補修ということでこの第3条予算で上げさせていただいており、損傷が大きくて改築をしなければいけないものについては第4条予算で上げているところである。

続いて(3)のポンプ等関連事業である。①汚水・雨水ポンプ遠隔監視装

置類LTE切り替え工事である。こちら下水道事業で管理をしている雨水排水ポンプ場やマンホールポンプ施設の稼働状況や故障の有無を常時確認できるよう遠隔監視装置が設置されている。何か故障等があればスマホに情報が飛んでくるといったものであるが、この遠隔装置は今3G回線による通信を行っているが、3G回線が令和7年度に停波して使えなくなるところから、LTE（4G回線）に対応できるように通信機器の切り替え工事を行うといった内容のものである。

続いて②【雨水】小河原雨水排水ポンプ場非常用自家発電設備点検整備で、こちらは小河原の雨水排水ポンプ場が停電時に対応できるように非常用のディーゼル発電機が備え付けられているが、5年に1回の点検整備の年に当たるというところで、令和6年度に点検整備を実施するといった内容のものである。

続いて（4）下水道施設包括的維持管理業務委託である。こちら下水道事業においては、下水道サービスの維持向上や人的資源の有効活用などを目的に、巡視・点検、ポンプ施設及び樋管等保守、水路清掃、草刈り、植栽管理、施設の小規模修繕、溢水等の緊急時における各種対応など、日常管理業務について、複数年度一括で契約する包括的民間委託を導入している。第1期ということで令和4年度から3か年で行っており、令和6年度第1期の実施3年目となる。

続いて（5）浸入水対策業務。下水道の管渠の老朽化、雨水に汚水を誤接続するなどにより豪雨時において雨水が汚水管へ浸入してしまっていて、マンホールの溢水処理場への負担増などを発生させている。令和6年度については、過去の調査で浸入水が多いとされた施設の排水設備の改善を促進するとともに、引き続き年に1回出している広報チラシ等を作成配布して、排水設備の誤接続や老朽化等に起因する雨天時浸入水対策への啓発を行いたいと考えている。

続いて（6）GIS構築等業務である。今年度に市民サービスの向上等を目的として、現在窓口でのみ行っている紙の下水道台帳を電子化し、インターネットでの公開を行う。これに引き続いて、来年度施設管理の適正化や効率化を図るために電子化した下水道台帳をベースとして各種施設情報を入

らし、庁内で使用するための地理情報管理システム、GISのシステムを構築する。併せて、運用に係るパソコン等の資機材の調達も行う。

続いて（7）公共下水道事業認可等変更業務委託である。こちら令和4・5年度に実施した下水道排水区画割施設平面図、これ米印がついているが、下水道管渠の位置等を平面図に図示したものであるが、この平面図の修正業務委託の成果等を踏まえ、法定計画である公共下水道事業計画の期間延伸等の変更を行うものである。

続いて（8）の総合治水対策方針策定業務である。こちらは近年の豪雨により浸水被害が全国で多発している。そのため、国や東京都が豪雨対策の取り組みを進めているところである。多摩市においても浸水対策をより充実していく必要があるという認識のもと、令和2年4月に庁内に検討委員会を設置し、浸水へのハード対策・ソフト対策について、庁内外での連携した取り組みが必要であることを共有するとともに、総合治水対策方針の策定内容について検討してきた。本業務については、令和5年から7年度の3か年で浸水へのハード対策・ソフト対策について、市や民間の連携した取り組み方針を策定するため実施するものである。令和5年度は内水浸水リスクの把握を目的に、内水浸水シミュレーションを実施した。令和6年度については、委託の2年目というところで、雨水管理方針の策定、流域対策（貯留・浸透）の検討等を行う予定である。

続いて（9）管渠等対策計画及び設計業務委託である。こちらは過年度に調査を行い、損傷が確認された下水道施設について修繕・改築等の対策法の検討や年度別の実施計画を策定するとともに、対策の必要な施設においては実施設計を行うものである。また、ストックマネジメント計画に基づいて今後の点検調査に関する実施計画を策定する委託となる。下水道施設の早期の機能回復や道路陥没等のリスク回避等のため速やかに計画策定から設計までを完了させる必要があることから、連続的に委託を実施できるよう債務負担行為により令和6年から7年度の2か年で実施することとし、令和6年度についてはその1年目となる。対象地域については、こちらの資料に書かれているとおりである。

続いて大きな2点目、主な資本的支出（第4条予算）についてである。

(1)の管渠等整備・改良工事については、先ほど第3条予算のときにご説明したところの箇所で損傷が大きく改築にて対応するものとなる。

最後、(2)ポンプ施設等設備改修改良工事である。【雨水】関戸古茂川雨水排水ポンプ場設備改修工事である。こちらは関戸古茂川雨水排水ポンプ場の設備のうち、ポンプの回転数等を制御するためのインバータ・コンバータと、水路内の水位を観測するための水位計について、点検等で異常が認められたということで一部機器の交換等の改修工事を行う。説明は以上となる。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しらた委員 東寺方のポンプの原因はわかったのか。

横堀下水道課長 今ご質問のあった東寺方の事故の件である。今東京都の公社といろいろと原因究明をやっているところであるが、今のところまだはっきりとした原因の究明ができていないところである。

しらた委員 そこも3G回線から4G回線に切り替えをするようなところなのか。

横堀下水道課長 そうである。市内の雨水排水ポンプ場、またマンホールポンプ施設についてはドコモの3G回線であるので、同様に工事をやる予定である。

しらた委員 今まで3G回線の機器がついていたところを4G回線に替えるというだけであるから、それほど大げさではないかと思う。それでしっかりと遠隔操作ができるということで、より安全・安心を高めるということなのか。

横堀下水道課長 遠隔で操作というか、情報がスマホに飛んできて例えば故障が発生したというのがわかるようなシステムで、こちらのスマホから何か操作をするようなものではない。

しらた委員 では、どういう状況になっているかの情報がこちらで見られるということか。東寺方のときは何が何だかわからないが動かなかったということがあった。状況がわかっても動かなかつたらどうしようもないなと思ったので、少しでも操作ができればよいかと思った。それと、小河原雨水排水ポンプの発電機は何キロワットなのか。わかったらでよいが、ディーゼルでそれほど使っていないが5年に一度という規定があるのか。

横堀下水道課長 ワット数については資料を持ち合わせていないが、点検は消防法の規定により5年に一度ということでやらせていただいている。

橋本委員 先ほどの説明の中で、公営企業会計だと第3条関係や第4条関係で分類する。第3条は何で第4条は何なのかという基本的なところを簡単に教えていただけるか。

横堀下水道課長 第3条については収益的なもの、第4条については資本的な経費のもの、簡単な説明で申しわけないが、大きく分けて説明するとそのような形になっている。

橋本委員 収益的と資本的な収入・支出で第3条、第4条と分かれる。課長のご説明だとますますよくわからなくなってしまうところがあるが、下水道事業会計の問題で私たち議員が予算でも決算でも聞きにくいのは、この辺のところでは何がどうしてどうなってと、では、資本的なものだったら建設改良費等は資本的だと言われるが、今の答弁だと本当にわからないと思うので、議員が下水道の会計や先ほどの仕組みについて、こちらは3条、こちらは4条であると言うときに、わかりやすくお話ししていってもらわないと、ずっとその辺のところ为难しくなっていくと思う。私も監査をやったときに少し意味がわかったが、議場の中で第3条、第4条、今の委員会の中でも第3条、第4条と言われると、その辺がよくわからない状態のままずっといってしまうという感じがする。ぜひもう少しわかりやすく皆さんに理解を進めていただいたほうが、人事権は変わるが会計はずっと同じだろう、だからその辺の工夫をぜひお願いしたいと思う。

森田下水道事業管理者 簡単に申し上げますと、第4条の資本的支出については、下水道事業の資産をふやしていくためのものと考えるところのご理解いただけると思う。だから、新たに管を整備してふやしていく、ポンプ場をつくるといったものが第4条予算、今あるものを修理・保全して使っていくというのが第3条予算となっている。では、第3条予算と第4条予算で更正工事に同じものが出ているのではないかという話になるかと思うが、実は第3条予算でやる管渠の更正工事というのは、今ある管のライニング、要は塩ビ被覆をするだけで、その被覆した管には強度がない、要は被覆だけという話である。第4条予算でやる管渠更生工事というのは、自立管というもので、同じように管の中に被覆はするが、少し厚いもので被覆するので、その塩ビ管自体が強度を持っている。だから第4条予算でやる管渠更正工事については、これは管の

入替えと同じ効果があるということで、ライフサイクルコストで言えばもともとあった100に戻る。第3条でやった場合には100に戻らないで70～80ぐらいというようなことになる。その辺はいろいろあるが、簡単に言ってしまうえばそのようなものかと私は理解しているところである。

もう一つ追加で、先ほどしられた委員からお話のあった東寺方のポンプ場であるが、まさに下水道課長の説明したとおり、今はまだ事故の原因ははっきりわかっていないところである。今までずっと3年～4年経過してきて、実は雨が降るたびに少しずついろいろな改良をして次ということであるが、幸か不幸か19号のような台風が来ないので、動くことは確認できるが、あれだけの長時間止まったり動いたりするかどうかの確認はできていない。ただ、改良を加えて安全性は向上しているので、もうあのような事態には至らないという感覚ではいる。というのは、止まればすぐ人が行って再起動できるということは確認できるので、そこに台風が来るたびに我々の技術員が行って常駐するようにしているので、そういったことは起きないと思っているが、あのポンプの原因が何だったかということ自体はわかりにくいということである。追加でご説明した。

しられた委員　　今、管理者が説明していただいたその被覆は、中のパイプにぐるぐると巻いていくではないか。もとのものの外側が弱いか強いかで、更正するやつがもとのパイプの交換と同じようになる強さのやつは、弱くてもそれで大丈夫だということか。そこら辺の判断が非常に難しいかと思う。それによって、今まで使っていたパイプの外側は大丈夫だから中だけ巻いていくやつにすれば単価も少し安いと思う。そうすると、その工事した後何年もつのか。今度3回目はこのパイプを全部交換しなくてはいけなくなるのか。中に今度強いやつを巻いて入れていけば丈夫になって大丈夫なのか。だんだん細くなるのだから、今度流量が少し少なくなっていくのではないかと思う。あと施工するときの金額にもいろいろあると思うが、その辺の維持管理の仕方はどこでどのように判断していくのが一番よいのか。

森田下水道事業管理者　今のお話のとおり、確かに自立管という厚いものよりもライニング、要は被覆だけするほうが、薄いので当然安い。ただ、それを繰り返していくと、まさにしられた委員が言われたように流量がなくなってきてしまう

ので、どこかで入替えしなければならないという話になる。そのライニングの耐用年数が何年もつか、まだできてからそれほどたっていないので20年～30年かということである。実は多摩市で最初にやったライニングは平成3年～4年ぐらいから始めているが、そういった初期のものについては少し剥がれなども出てきている状況があるので、そうすると20年～30年かと思う。一方で、自立管という厚いやつについては、大体通常の管と同じで、要は70年～80年になるだろうと考えている。

今、我々がやっているのは、まずテレビカメラで調査をして既存の管の状態を見る。そこが傷んでいたり少しくラックが入っているようなところは部分的に済むのであれば薄いライニングをしていく、それがスパン的に管の強度が大分落ちていると判断したときには自立管を入れる。ただ、自立管を入れることによって国の補助金をもらえるので、基本的にはこれから自立管を使った、要はもう一回入れ直すのだという視点でやっていこうという方針である。その管の延命化を図るために、この第3条予算でやるようなライニングをやろうというスタンスかと思っている。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

 (「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

 以上で協議会を終了する。

 (協議会終了)

午後 1時59分 再開

渡辺委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

 委員会を再開する。

 以上で本日の日程は全て終了した。

 これをもって生活環境常任委員会を閉会する。

 午後 2時00分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の
規定によりここに署名する。

生活環境常任委員長

渡辺 しんじ